

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画
(平成19年度)

平成19年3月30日
厚生労働大臣決定

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画 (平成19年度)

目次

第1 はじめに

第2 計画期間

第3 政策体系及び評価予定表

第4 事後評価の対象としようとする政策及び評価の方法

第5 事後評価の実施

第6 社会保険庁の実績評価

第7 評価結果の政策への反映

第8 その他

別紙1 政策体系及び評価予定表

別紙2 平成19年度事後評価実施予定表

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画 (平成19年度)

第1 はじめに

本計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定。平成17年12月16日改定。以下「基本方針」という。）及び「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」（平成19年3月30日厚生労働大臣決定。以下「基本計画」という。）を踏まえて、平成19年度に実施する事後評価の対象とする政策、その評価の方法等について明らかにするものである。

第2 計画期間

本計画の対象期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。

第3 政策体系及び評価予定表

基本計画第7の1の（1）のイの（イ）に規定する政策体系を構成する施策目標に係る指標、個別目標、個別目標に係る指標及び事務事業、同計画第7の1の（1）のイの（ロ）に規定する評価予定表を別紙1のとおり定める。

第4 事後評価の対象としようとする政策及び評価の方法

1 本計画の計画期間内において事後評価の対象としようとする政策及びその評価の方法（法第7条第2項第1号の要件に該当するもの）

基本計画において規定する本計画の計画期間内に事後評価の対象としようとする政策及びその評価の方法は、別紙2のとおりとする。

2 政策決定後5年間が経過した時点で未着手のもの及びその評価の方法（法第7条第2項第2号イの要件に該当するもの）

該当なし。

3 政策決定後10年間が経過した時点で継続中のもの及びその評価の方法（法第7条第2項第2号ロの要件に該当するもの）

個々の公共事業であって、「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成16年7月12日健発第0712003号。以下「水道施設整備事業評価実施要領」という。）で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの。

また、評価の方法については、事業評価方式を基本とする。

- 4 上記1～3のほか、本計画の計画期間内において事後評価の対象としようとする政策及びその評価の方法（法第7条第2項第3号の要件に該当するもの）

本計画の計画期間内に事後評価の対象としようとする政策は、以下に掲げる政策とする。なお、①、④、⑤及び⑥については、必要に応じて政策評価官室（政策統括官付政策評価官室をいう。以下同じ。）が担当部局等（政策を所管する部局及び大臣官房の各課をいう。以下同じ。）と調整の上、これを定める。

また、これらの評価の方法については、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択するものとする。

- ① 本計画の計画期間内において、政策体系の施策目標に係る指標のモニタリング結果や推移により評価の必要が生じた政策
- ② 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成17年3月29日内閣総理大臣決定）に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発
- ③ 個々の公共事業であって、水道施設整備事業評価実施要領で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの
- ④ 事前評価を実施した政策のうち、事前評価の実施後、一定期間が経過したもの
- ⑤ 事前評価を実施した政策のうち、本計画の計画期間内において事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたもの
- ⑥ その他国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められる政策のうち、本計画の計画期間内に見直しが必要となったもの

第5 事後評価の実施

1 政策体系の施策目標の指標のモニタリング

- (1) 政策体系の施策目標の担当部局等は、当該施策目標の指標についてモニタリングし、その結果を5月中の適切な時期に査定課（組織・定員要求を伴う政策については大臣官房人事課、予算要求等を伴う政策については大臣官房会計課をいう。以下同じ。）及び政策評価官室に提出する。
- (2) 査定課は、提出されたモニタリング結果を参考に査定を行い、組織・定員要求又は予算要求等に反映させる。
- (3) 政策評価官室は、モニタリングの結果を取りまとめ、7月末を目途に公表する。

2 実績評価方式による評価

- (1) 担当部局等は、評価対象政策に関係する部局と調整の上、原則として各施策目標ごとの指標の達成度を中心として評価を実施し、その評価結果を

評価書等（法第10条に規定する評価書及びその要旨をいう。以下同じ。）として取りまとめ、5月中の適切な時期に査定課及び政策評価官室に提出する。

- (2) 査定課は、提出された評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求又は予算要求等に反映させる。
- (3) 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行うとともに、査定課の査定を経て、担当部局等による修正を加えた評価書等を取りまとめ、7月末を目途に公表する。

3 総合評価方式による評価

- (1) 評価対象政策を所管する担当部局等は、①当該政策の問題点の把握、原因の分析等がなされた時期、②総合評価結果を踏まえた当該政策の見直し決定された時期に、当該政策に関係する部局と調整の上で評価を実施し、その評価結果を評価書等としてとりまとめ、評価実施後速やかに政策評価官室に提出する。
- (2) 査定課は、提出された評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求又は予算要求等に反映させる。
- (3) 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行うとともに、査定課の査定を経て、担当部局等による修正を加えた評価書等を取りまとめ、速やかに公表する。

4 事業評価方式による評価

上記2に準じ、必要に応じて政策評価官室が担当部局等と調整の上、評価を実施する。

第6 社会保険庁の実績評価

社会保険庁の平成18年度の実績評価については、社会保険庁から目標の達成状況について6月末までに報告を受け、その報告を基に、政策評価官室及び関係部局（中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項に規定する実施庁の長にその権限が委任された事務に係る政策の企画立案を担う部局をいう。）において8月末を目途に実績評価を実施し、その結果を実績評価書として厚生労働大臣名で社会保険庁長官あて通知するとともに、速やかに公表する。その際、政策評価官室は、当該実績評価書の取りまとめ及び社会保険庁長官への通知並びに公表に係る事務を担う。

第7 評価結果の政策への反映

担当部局等は、評価結果を、新たな政策の企画立案（予算、組織・定員要求を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。また、担当部局等は、平成19年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況について、10月末を目途に政策評価官室に報告する。

政策評価官室は、それらの反映状況を取りまとめた後、11月末を目途に公表する。

第8 その他

本計画については、厚生労働行政を取り巻く環境の変化、法、基本方針又は基本計画の変更等を踏まえ、必要に応じて改正を行うものとする。

なお、上記に定めるもののほか、事後評価の実施に関し必要な事項は、厚生労働省における政策評価実施要領に定める。

政策体系及び評価予定表

- (1) 基本目標は、厚生労働行政全般を対象として、達成すべき基本的な目標を掲げたものである。
- (2) 施策目標は、基本目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。
- (3) 施策目標に係る指標は、施策目標の達成状況を評価するために、可能な限り、行政の活動の結果として国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響を測るアウトカム指標を掲げ、アウトカム指標を設定することが困難な場合には、原則として、行政活動そのものや行政活動により提供されたモノやサービスの量又は利用結果等を測るアウトプット指標を掲げたものである。
- (4) 個別目標は、施策目標を達成するために実施する個々の施策に関する具体的な目標を掲げたものである。
- (5) 個別目標に係る指標は、個別目標の達成状況を評価するために、可能な限り、行政の活動の結果として国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響を測るアウトカム指標を掲げ、アウトカム指標を設定することが困難な場合には、原則として、行政活動そのものや行政活動により提供されたモノやサービスの量又は利用結果等を測るアウトプット指標を掲げたものである。
- (6) 事務事業は、施策目標又は個別目標を達成するために実施する手段としての事務及び事業を掲げたものである。
- (7) 評価予定表は、各施策目標について、本計画の計画期間内の政策評価方式を示したものである。なお、計画期間内の各年度において政策評価を実施する施策目標については、その都度実施計画においてこれを定める。

- (8) 評価に当たっては、各施策目標について、施策目標に係る指標の状況を踏まえつつ、社会経済情勢の変化等の外的要因の影響などを考慮した上で、必要に応じて定性的な観点を加え、総合的に評価するとともに、各個別目標についても、個別目標に係る指標の状況を踏まえて評価することとする。
- (9) なお、今後、具体的に評価を実施する中で、施策目標の各々の特性を十分に検証し、その評価手法について、知識・経験を蓄積するとともに、新たな手法の開発や必要な情報・データの収集など、個別目標、指標の改善に努めるものとする。

厚生労働省の使命と基本目標

厚生労働省の使命

厚生労働省は、国民一人ひとりが、家庭、職場、地域等において、持てる力を発揮し、ともに支え合いながら、健やかに安心して生涯を送ることができるよう、社会保障政策・労働政策を通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与することをその使命とする。

基本目標

- I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
- II 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
- III 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
- IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
- V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること
- VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
- VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
- VIII 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
- IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
- X 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること
- X I 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること
- X II 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標1 地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること

1-1 日常生活圏の中で必要な医療が提供できる体制を整備すること
 【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 1 平成19年度中に各都道府県が策定する平成20年度以降の医療計画において医療連携体制に関して定める目標(平成19年度中に策定予定)

個別目標1 医療計画に基づく医療機関を整備すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・二次医療圏ごとの病床数の状況(療養病床及び一般病床)(—)

【主な事務事業】
 ・医療施設近代化施設整備事業

個別目標2 へき地保健医療対策を推進すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・無医地区の数(地区)(無医地区の解消/—)

【主な事務事業】
 ・へき地医療支援機構
 ・へき地医療拠点病院及びへき地診療所等の設置・運営

個別目標3 医療連携体制を構築すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・施策目標1-1に係る指標と同じ

【主な事務事業】
 ・医療連携体制推進事業

個別目標4 救急体制を整備すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・救急救命センターの設置箇所数 (—)
 ・小児救急医療拠点事業の実施地区数及び小児救急医療拠点病院実施事業の実施箇所数(前年度以上/毎年度)
 ・ドクターヘリの実施都道府県数 (—)

【主な事務事業】
 ・救命救急センター運営事業
 ・小児救急医療拠点事業
 ・小児救急医療拠点病院実施事業
 ・ドクターヘリ導入促進事業

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 実績 | モニ | 実績 | モニ | 実績 |

備考:平成19年度重点評価課題1
 ・救急医療体制の整備

1-2 医療の質を向上させるために医療法に基づく基準を遵守させること
 【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 1 病院への立入検査件数(全病院に原則年一回実施/毎年度)
 2 立入検査結果の遵守率(—)

個別目標1 病院への立入検査の徹底
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・施策目標1-2に係る指標と同じ

【主な事務事業】
 ・医療法第25条第1項に基づく立入検査
 ・医療法第25条第3項に基づく立入検査

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| モニ | 実績 | モニ | 実績 | 実績 |

備考:

施策目標2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること

2-1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 就業医師数(—)
- 2 就業女性医師数(前年度以上/毎年度)
※ 近年の女性医師の増加に伴い、女性医師の離職の防止・再就業を支援する必要がある。そのため、特に女性医師の就業者数増加を目標として、指標設定を行ったものである。
- 3 就業看護師数(前年度以上/毎年度)

個別目標1 医療従事者を養成すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 医師、歯科医師及び看護職員等の就業者数(—)

【主な事務事業】

- ・ 看護師養成所等の指定等

個別目標2 出産・育児等に対応した女性医師の多様な就業を支援すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標2-1に係る指標2と同じ

【主な事務事業】

- ・ 医師再就業支援事業

個別目標3 看護職員の離職の防止・再就業を支援すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標2-1に係る指標3と同じ

【主な事務事業】

- ・ 看護職員確保モデル事業

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 実績 | モニ | 実績 | モニ | 実績 |

備考: 平成19年度重点評価課題2

- ・ 地域における小児科や産科の医師の確保

2-2 医療従事者の資質の向上を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 研修医の臨床研修目標達成度(前年度以上/毎年度)

個別目標1 医師、歯科医師の臨床研修を推進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標2-2に係る指標と同じ

【主な事務事業】

- ・ 臨床研修病院等の指定
- ・ 臨床研修等指導医養成講習会の実施

個別目標2 医療従事者等に対する研修を充実すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 講習会・研修会等の修了者数(前年度以上/毎年度)

【主な事務事業】

- ・ 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施
- ・ 看護職員に対する研修会等の実施
- ・ 薬剤師研修等の実施

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| モニ | 実績 | モニ | 実績 | 実績 |

備考:

施策目標3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること

3-1 医療情報化インフラの普及を推進すること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 統合系医療情報システム(オーダーリングシステム、統合的電子カルテ等)の普及率
 (医療機関の機能、規模、特性等を考慮して、目的に応じた情報化の必要性和活用度を適切に評価するための指標を2007年度までに開発する。それを踏まえ、統合系医療情報システム(オーダーリングシステム、統合的電子カルテ等)を200床以上の医療機関のほとんどに導入する(400床以上は2008年度まで、400床未満は2010年度まで)。)

個別目標1 医療のIT化を推進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標3-1に係る指標と同じ

【主な事務事業】

- ・ 地域診療情報連携推進事業
- ・ 医療情報システムの相互運用性確保のための対向試験ツール開発事業

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 実績 | モニ | 実績 | モニ | 実績 |

備考: 平成19年度重点評価課題3

- ・ ITを活用した医療の利便性向上

3-2 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 医療安全に関するワークショップの参加人数(前年度以上/毎年度)

個別目標1 医療の質と安全性の向上を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 講習会修了者数(前年度以上/毎年度)

【主な事務事業】

- ・ 医療関係職種実習施設指導者等要請講習会の実施
- ・ 院内感染対策の推進

個別目標2 医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 医療事故事例の分析件数(—)

【主な事務事業】

- ・ 医療事故情報収集等事業
- ・ 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業
- ・ 医療事故に係る死因究明制度等の検討

個別目標3 患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標3-2に係る指標と同じ

【主な事務事業】

- ・ 医療安全に関するワークショップの開催
- ・ 医療安全支援センター総合支援事業

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| モニ | 実績 | モニ | 実績 | 実績 |

備考:

施策目標4 国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること

4-1 政策医療を向上・均てん化させること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 発表論文数(掲載に専門家による審査が必要となる国際的に購読される専門的科学雑誌に掲載された科学論文)(前年度以上/毎年度)
- 2 ホームページへの年間アクセス数(前年度以上/毎年度)

個別目標1

政策医療を開発・確立すること
 (独立行政法人国立病院機構で実施する政策医療の開発・確立に関する評価については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。)

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標4-1に係る指標1と同じ

【主な事務事業】

- ・ 研究所運営事業
- ・ 治験推進事業
- ・ 大型研究事業

個別目標2

政策医療の均てん化を図ること
 (独立行政法人国立病院機構で実施する政策医療の均てん化に関する評価については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。)

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標4-1に係る指標2と同じ

【主な事務事業】

- ・ 各種研修事業
- ・ 政策医療に関する情報発信事業(一般向け・医療者向け)

評価予定表

| | | | | |
|----|----|----|----------|------------|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 実績 | モニ | 実績 | モニ 総合 | 実績 総合FU |

備考:

施策目標5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること

5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 1 結核患者罹患率の推移(人口10万人対比18人以下/平成22年度)
 2 病原体等取扱施設の検査結果の適正割合(90%以上/毎年度)
 3 予防接種の接種率(結核・麻疹・風疹)(おおむね95%/毎年度)

個別目標1 感染症対策の充実を図ること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 施策目標5-1に係る指標1と同じ
 ・ 定点医療機関の全国充足率(おおむね100%/毎年度)
 ・ 感染症指定医療機関病床数(約1900床/—)

【主な事務事業】
 ・ 直接服薬確認療法事業
 ・ 感染症発生動向調査事業
 ・ 感染症指定医療機関の施設整備

個別目標2 病原体等所持者からの許可及び届出に関する事務を適切に行うこと
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 施策目標5-1に係る指標2と同じ

【主な事務事業】
 ・ 病原体等所持者等からの許可及び届出の受付に関する事務
 ・ 病原体等取扱施設における保管等の基準の確認検査等

個別目標3 法に基づく予防接種の実施を推進すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 結核の予防接種の接種率(おおむね95%/毎年度)
 ・ 麻疹・風疹の予防接種の接種率(おおむね95%/毎年度)

【主な事務事業】
 ・ 普及啓発事業

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 実績 | モニ | 実績 | モニ | 実績 |

備考: 平成19年度重点評価課題4
 ・ 感染症対策の充実・強化

5-2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 1 難病情報センターへのホームページアクセス件数 (前年度以上/毎年度)
 2 ハンセン病資料館の入館者数 (前年度以上/毎年度)
 3 保健所等におけるHIV抗体検査件数 (前年以上/毎年)

個別目標1 難病対策を推進すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 施策目標5-2に係る指標1と同じ

【主な事務事業】
 ・ 難病情報センター事業
 ・ 重症難病患者入院施設確保事業

個別目標2 ハンセン病対策を推進すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 施策目標5-2に係る指標2と同じ

【主な事務事業】
 ・ 普及啓発のためのパンフレット事業
 ・ ハンセン病資料館の運営事業
 ・ ハンセン病療養所の運営事業

個別目標3 エイズ対策を推進すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 施策目標5-2に係る指標3と同じ

【主な事務事業】
 ・ HIV検査・相談事業
 ・ HIV検査普及週間の実施
 ・ 世界エイズデー普及啓発事業

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| モニ | 実績 | モニ | 実績 | 実績 |

備考:

5-3 適正な移植医療を推進すること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 臓器提供意思登録システム登録者数 (前年度以上/毎年度)
- 2 骨髄移植ドナー登録者数 (30万人/ー)

個別目標1 臓器移植対策等を推進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標5-3に係る指標と同じ

【主な事務事業】

- ・ 臓器移植対策事業
- ・ 造血幹細胞移植対策事業

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| モニ | 実績 | モニ | 実績 | 実績 |

備考:

5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 被爆者健康診断受診率(ー)

個別目標1 被爆者の健康の保持・増進を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標5-4に係る指標と同じ

【主な事務事業】

- ・ 原爆被爆者に対する手当の支給

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| モニ | 実績 | モニ | 実績 | 実績 |

備考:

施策目標6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること

6-1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 1 新医薬品の審査事務処理期間(12ヶ月)内に処理した割合(70%以上/平成19年度、80%以上/平成20年度)
 2 新医療機器の審査事務処理期間(12ヶ月)内に処理した割合(90%以上/平成20年度まで毎年度)

個別目標1 有効性・安全性の高い新医薬品の迅速な承認審査を推進すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 施策目標6-1に係る指標1と同じ

【主な事務事業】
 ・ 新医薬品の迅速な承認審査

個別目標2 有効性・安全性の高い新医療機器の迅速な承認申請を推進すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 施策目標6-1に係る指標2と同じ

【主な事務事業】
 ・ 新医療機器の迅速な承認審査

| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|----|-----------------------|----|----|----|
| モニ | 実績 総合 (総合FUを含む) | モニ | 実績 | 実績 |

備考:

6-2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 1 自主回収の件数 (—)
 2 医薬品等の使用上の注意の改訂件数 (—)

個別目標1 医薬品等の品質確保の徹底を図ること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 製造所、薬局等への立入検査件数 (—)
 ・ 製造所、薬局等への指導件数 (—)
 ・ 施策目標6-2に係る指標1と同じ

【主な事務事業】
 ・ 立入検査・指導
 ・ 薬事監視員の資質向上
 ・ 自主回収に係る情報の公開

個別目標2 医薬品等の安全対策を推進すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 施策目標6-2に係る指標2と同じ

【主な事務事業】
 ・ 安全性情報の収集、分析、評価とその調査
 ・ 医薬品等の使用上の注意の改訂等
 ・ 安全性情報の提供

個別目標3 医薬品副作用被害等救済制度の適正な管理を行うこと
 (副作用救済給付業務等に関する評価については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。)
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ —

【主な事務事業】
 ・ 医薬品副作用被害等救済制度の適正な管理

| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|----|----|----|----|----|
| モニ | 実績 | モニ | 実績 | 実績 |

備考:

6-3 医薬品の適正使用を推進すること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 医薬分業率(全国・地域別) (—)
- 2 研修・講習会等受講者数(延べ) (—)

個別目標1 薬局機能を強化し、医薬分業を推進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標6-3に係る指標1と同じ

【主な事務事業】

- ・ 医薬分業計画等策定事業
- ・ 薬局ヒヤリハット事例収集・分析事業

個別目標2 薬剤師研修を充実すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標6-3に係る指標2と同じ

【主な事務事業】

- ・ 4年生卒業薬剤師研修事業
- ・ 指導薬剤師養成事業
- ・ 専門薬剤師研修事業

個別目標3 医薬品の適正使用の普及啓発を推進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 医薬品購入者のうち相談・質問者数の割合 (—)

【主な事務事業】

- ・ 医薬品適正使用啓発推進事業
- ・ 一般用医薬品販売安全対策普及事業

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 実績 | モニ | 実績 | モニ | 実績 |

備考:

施策目標7 安全で安心な血液製剤を安定的に供給すること

7-1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること
 【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 1 献血により確保した血液量 (安定供給に必要な血液量/毎年度)

個別目標1 健康な献血者の確保を図り、献血により安全な血液製剤が必要に応じて適切に供給されるようにするとともに、血液製剤の国内自給の推進を図ること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 施策目標7-1に係る指標と同じ

【主な事務事業】
 ・ 献血者確保等推進事業
 ・ 若年層献血者普及啓発事業
 ・ 血液製剤製造・供給体制整備事業

個別目標2 血液製剤の使用適正化を推進すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 施策目標7-1に係る指標と同じ

【主な事務事業】
 ・ 血液製剤使用適正化推進事業

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| モニ | 実績 | モニ | 実績 | 実績 |

備考:

施策目標8 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備をすすめること

8-1 希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること
 【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 1 コレラワクチン等の供給量(都道府県からの申請に対する供給申請書に基づく需要量/毎年度)

個別目標1 国家買い上げ及び備蓄を実施すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 施策目標8-1に係る指標と同じ

【主な事務事業】
 ・ 重要医薬品供給確保事業

個別目標2 ワクチンの需給安定化を図ること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ インフルエンザワクチンの需要量及び供給可能量(需要量に対する供給量/—)

【主な事務事業】
 ・ ワクチン国内需給安定化事業
 ・ ワクチン安定供給確保対策事業

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 実績 | モニ | 実績 | モニ | 実績 |

備考: 平成19年度重点評価課題4
 ・ 感染症対策の充実・強化

施策目標9 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること

9-1 バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発を推進すること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 1 治験届の提出数 (前年度以上/毎年度)

個別目標1 画期的な医薬品、医療機器等の開発の促進による治療率の向上、患者のQOLの向上を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・新医薬品・医療機器の承認取得数 (前年度以上/毎年度)

【主な事務事業】
 ・基礎研究推進等事業
 ・治験活性化のモデル事業
 ・CRC養成事業

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 実績 | モ二 | 実績 | モ二 | 実績 |

備考: 平成19年度重点評価課題5
 ・がんや認知症に劇的な効果を持つ医薬品の開発

9-2 医薬品・医療機器の製造業や販売業等の振興を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 1 治験届の提出数 (前年度以上/毎年度)
 2 新医薬品・医療機器の承認取得数 (前年度以上/毎年度)
 3 市場規模(医薬品・医療機器・後発医薬品金額(単位:億円)) (前年度以上/毎年度)

個別目標1 研究開発を支援すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・施策目標9-2に係る指標2と同じ
 ・医薬品・医療機器の市場規模 (前年度以上/毎年度)

【主な事務事業】
 ・(独)医薬基盤研究所における基礎研究推進事業・出融資事業
 ・産学官連携の創薬等ヒューマンサイエンス総合研究事業

個別目標2 治験環境を整備すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・施策目標9-2に係る指標1と同じ

【主な事務事業】
 ・治験拠点病院活性化事業
 ・治験推進助成事業

個別目標3 医薬品・医療機器産業の動向を把握すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・医薬品産業実態調査の実施回数 (年1回/毎年度)
 ・医療機器産業実態調査の実施回数 (年1回/毎年度)
 ・薬事工業生産動態統計調査の実施回数 (年1回/毎年度)

【主な事務事業】
 ・産業情報確保対策事業
 ・医薬品等供給動向調査事業
 ・医療機器産業振興調査事業

個別目標4 後発医薬品の使用を促進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・後発医薬品の市場規模(数量全体に占める割合(率)・金額全体に占める割合(率)) (前年度以上/毎年度)

【主な事務事業】
 ・後発医薬品使用促進対策事業

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| モ二 | 実績 | モ二 | 実績 | 実績 |

備考:

9-3 医薬品・医療機器の流通改善等を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 不正な競争の事案数 (前年度以下/毎年度)
- 2 医療用医薬品に係る取引価格の妥結率 (前年度以上/毎年度)
- 3 バーコード貼付率 (前年度以上/毎年度)

個別目標1 取引慣行の改善による公正な競争を実現すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標9-3に係る指標1、3と同じ

【主な事務事業】

- ・ 医療用医薬品等流通近代化推進事業

個別目標2 流通の効率化等を促進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標9-3に係る指標2と同じ

【主な事務事業】

- ・ 医療用医薬品等流通効率化等推進事業

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| モニ | 実績 | モニ | 実績 | 実績 |

備考:

施策目標10 患者の多様なニーズ等に対応した医療関連サービスの提供を促進すること

10-1 患者の多様なニーズや医療機関経営上のニーズに対応した医療関連サービスの適切な提供を促進すること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 医療関連サービス事業の市場規模(業務委託施設数) (—)
- 2 医療関連サービス事業の業者数(受託事業者数) (—)

個別目標1 多様なサービスを提供する事業者の医療関連サービス市場への参入促進を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標10-1に係る指標と同じ

【主な事務事業】

- ・ 医療関連サービス対策事業

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| モニ | 実績 | モニ | 実績 | 実績 |

備考:

施策目標11: 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

11-1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 1 各医療保険制度別の保険者数及び加入者数(-)

個別目標1: 保険者の再編・統合や保険者の財政基盤の強化を通じて、医療保険財政の安定を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・一人当たりの保険料額(-)
 ・一人当たりの給付費額(-)

【主な事務事業】
 ・保険財政の安定化に関する事業

**個別目標2: 保険者の適用・徴収・給付事務を適正かつ効率的なものとする
 (政府管掌健康保険の収納に関する評価については、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)に基づく社会保険庁の実施庁評価によるものとする。)**

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・保険料の徴収率(健保組合)(前年度以上/毎年度)
 ・保険料(税)の収納率(市町村国保・国保組合)(前年度以上/毎年度)
 ・医療費通知実施保険者数(-)

【主な事務事業】
 ・保険料(税)徴収率・収納率の向上に関する事業

個別目標3: 審査支払機関の事務が適正かつ効率的なものとなるようにすること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・レセプトのオンライン化率(原則として完全オンライン化/平成23年度当初)

【主な事務事業】
 ・診療報酬情報提供サービス

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 実績 | モニ | 実績 | モニ | 実績 |

備考: 平成19年度重点評価課題6
 ・レセプトの電算化及びオンライン請求の普及促進

11-2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 1 全国医療費適正化計画において国民の健康の保持の推進に関して定める目標(平成19年度中に策定予定)
 2 全国医療費適正化計画において医療の効率的な提供の推進に関して定める目標(平成19年度中に策定予定)

個別目標1: 医療保険者における特定健診・特定保健指導を実施すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・特定健診実施率(平成19年度中に策定予定)
 ・特定保健指導実施率(平成19年度中に策定予定)

【主な事務事業】
 ・特定健診・特定保健指導の実施に関する事業

個別目標2: 療養病床から老人保健施設等への転換を促進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・転換助成事業の実施件数(施設数・病床数)(平成19年度中に策定予定)

【主な事務事業】
 ・療養病床から老人保健施設等への転換の促進に関する事業

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| - | - | 実績 | モニ | 実績 |

備考:

施策目標12 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること

12-1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 保健師未設置又は1人設置市町村数 (0/平成23年度)
- 2 保健所等における専門職の人数 (—)

個別目標1 地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標12-1に係る指標1、2と同じ

【主な事務事業】

- ・ 保健師中央研修
- ・ 地域指導者専門技術等研修

| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|----|----|----|----|----|
| 実績 | モニ | 実績 | モニ | 実績 |

備考:

12-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 「健康日本21」にかかげた目標の達成状況(検討中/平成22年度)

個別目標1 健康づくり対策(栄養・食生活)を推進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 「健康日本21」の栄養・食生活分野にかかげた目標(検討中/平成22年度)

【主な事務事業】

- ・ メタボリックシンドローム予防戦略事業
- ・ 生活習慣病予防対策推進費
- ・ 食生活改善地区組織強化費
- ・ 国民健康・栄養調査委託費

個別目標2 健康づくり対策(身体活動・運動)を推進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 「健康日本21」の身体活動・運動分野にかかげた目標(検討中/平成22年度)

【主な事務事業】

- ・ メタボリックシンドローム予防戦略事業
- ・ 生活習慣病予防対策推進費

個別目標3 健康づくり対策(たばこ、アルコール)を推進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 「健康日本21」のたばこ、アルコール分野にかかげた目標(検討中/平成22年度)

【主な事務事業】

- ・ たばこ・アルコール対策推進費
- ・ たばこ対策促進事業費
- ・ 生活習慣病予防対策推進費

個別目標4 健康づくり対策(糖尿病、循環器病)を推進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 「健康日本21」の糖尿病・循環器病分野にかかげた目標(検討中/平成22年度)

【主な事務事業】

- ・ メタボリックシンドローム予防戦略事業
- ・ 生活習慣病予防対策推進費

| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|----|----|----|-----------------------|----|
| 実績 | モニ | 実績 | モニ 総合 (総合FUを含む) | 実績 |

備考: 平成19年度重点評価課題7
・ 健康づくり対策の推進

- 12-3 安全・安心な職場づくりを推進すること(基本目標Ⅲ施策目標2を参照)
- 12-4 母子保健衛生対策の充実を図ること(基本目標Ⅵ施策目標4を参照)
- 12-5 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること(基本目標Ⅸ施策目標3-1を参照)

施策目標13 健康危機管理を推進すること

13-1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること

【施策目標に係る指標(達成水準/時期)】

- 1 健康危機管理調整会議の定期開催件数(月2回/毎年度)
- 2 健康危機管理調整会議の随時開催件数(-)
- 3 健康危機管理支援情報システムへのアクセス件数(-)
- 4 健康危機管理保健所長等研修の受講者実数(-)

個別目標1 健康危機管理体制を整備すること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標13-1に係る指標1及び2と同じ

【主な事務事業】

- ・ 健康危機管理体制の整備

個別目標2 地域における健康危機管理体制の確保を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標13-1に係る指標3及び4と同じ

【主な事務事業】

- ・ 健康危機管理支援情報システム事業
- ・ 健康危機管理保健所長等研修事業

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 実績 | モニ | 実績 | モニ | 実績 |

備考:

基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策目標1 食品等の安全性を確保すること

1-1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 大規模食中毒の発生件数 (過去5年の発生件数の平均と同水準以下/毎年度)
- 2 モニタリング検査達成率(100%/毎年度)
- 3 ポジティブリスト制度(農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則禁止する制度)の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数 (ポジティブリスト制度の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のすべて/—)
- 4 健康食品等に関する健康被害報告数 (過去5年の報告数の平均と同水準以下/毎年度)
- 5 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合 (60%以上/平成22年度)

個別目標1 食品衛生管理の高度化等、BSE対策、輸入食品等の監視指導により、食品等の安全性を確保すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標1-1に係る指標1、2と同じ
- ・ ピッシング(と畜の際、失神させた牛の頭部からワイヤ状の器具を挿入してせき髄神経組織を破壊する作業)中止率(100%/平成20年)

【主な事務事業】

- ・ 総合衛生管理製造過程の普及による高度衛生管理の推進
- ・ 食中毒危機管理対策の推進
- ・ BSE検査及びピッシング中止の推進等によるBSE対策の実施
- ・ 輸入食品監視指導計画の策定及び実施を通じた輸入食品等の監視指導

個別目標2 食品等に関する規格基準の設定を推進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標1-1に係る指標3と同じ
- ・ 国際汎用添加物の指定品目数(国際的に安全性が確認され、かつ汎用されている食品添加物46品目のうち安全性が確認されたものについての指定/—)
- ・ 遺伝子組換え食品の国際規格策定の進捗率(規格案についてコーデックス総会までに正式採択/2009年のコーデックス総会まで)

【主な事務事業】

- ・ ポジティブリスト制度の導入に伴い残留基準を設定した農薬等の残留基準の見直し及び新たな残留基準の設定
- ・ 食品添加物の指定
- ・ 遺伝子組換え食品の国際規格の策定

個別目標3 虚偽誇大広告等不適正表示の防止により、健康食品の安全対策を推進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標1-1に係る指標4と同じ

【主な事務事業】

- ・ 健康食品の虚偽誇大広告等に関する監視指導

個別目標4 リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施を通じて、食品安全に関する施策の情報を提供するとともに国民からの意見を聴取すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標1-1に係る指標5と同じ

【主な事務事業】

- ・ リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施

評価予定表

| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|----|----|----|-----------------------|----|
| 実績 | モニ | 実績 | モニ 総合 (総合FUを含む) | 実績 |

備考: 平成19年度重点評価課題8

- ・ 健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための「食育」の推進

施策目標2 安全で質が高く災害に強い水道を確保すること

2-1 安全で質が高く災害に強い水道を確保すること

- 【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
- 1 地域水道ビジョン策定状況(前年度以上/毎年度)
 - 2 新広域化率(前年度以上/毎年度)
 - 3 水道普及率(前年度以上/毎年度)
 - 4 水質基準適合率(100%/毎年度)
 - 5 直結給水実施総戸数(前年度以上/毎年度)
 - 6 基幹施設・基幹管路の耐震化率(100%/平成25年度)
 - 7 濁水による水道の断減水影響人口(前年度以下/毎年度)

個別目標1 水道の運営基盤を強化すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標2-1に係る指標1及び2と同じ

- 【主な事務事業】
- ・ 水道広域化施設整備事業
 - ・ 簡易水道再編推進事業
 - ・ 生活基盤近代化事業
 - ・ 最適広域化計画策定等推進事業

個別目標2 安心・快適な給水を確保すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標2-1に係る指標3、4及び5と同じ

- 【主な事務事業】
- ・ 水道未普及地域解消事業
 - ・ 高度浄水施設等整備事業
 - ・ 水道水質管理対策事業
 - ・ 直結給水推進事業

個別目標3 安定給水対策・災害対策等の充実を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標2-1に係る指標6及び7と同じ

- 【主な事務事業】
- ・ 水道水源開発施設整備事業
 - ・ ライフライン機能強化等事業

| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|----|----|----|----|----|
| モニ | 実績 | モニ | 実績 | 実績 |

備考:

施策目標3 麻薬・覚せい剤等の乱用を防止すること

3-1 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること

- 【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
- 1 薬物事犯の検挙人数 (—)
 - 2 主な薬物の押収量 (—)

個別目標1 麻薬・覚せい剤等の不正流通の遮断を推進するとともに、医療用麻薬の適正な流通を確保すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標3-1に係る指標1、2と同じ
- ・ 麻薬業務所等への立入検査件数 (—)

- 【主な事務事業】
- ・ 麻薬取締事業
 - ・ 麻薬・覚せい剤原料不正流通防止対策事業
 - ・ あへん供給確保事業

個別目標2 麻薬・覚せい剤等の乱用防止を推進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 薬物事犯の再犯者数(—)
- ・ 再犯者数の検挙者数中に占める割合 (—)
- ・ 未成年者の主な薬物事犯検挙人数 (—)

- 【主な事務事業】
- ・ 広報啓発事業
 - ・ 再乱用対策事業

個別目標3 違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の取締りを推進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 指定薬物又はその疑いがある物品を発見した場合において、これらの物を製造・輸入・販売等した者に対する立入検査件数 (—)

- 【主な事務事業】
- ・ 違法ドラッグ対策事業

| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|----|----|----|----|----|
| モニ | 実績 | モニ | 実績 | 実績 |

備考:

施策目標4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること

4-1 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

1. 毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物の指定のための調査件数 (—)
2. 高生産既存化学物質国際安全性点検件数 (化学物質(96物質)の安全性点検の実施/2010年)
3. 家庭用品の安全確保マニュアルの策定件数 (概ね2年に一つの割合)

個別目標1 毒物・劇物の適正な管理を推進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標4-1に係る指標1と同じ
- ・ 毒物・劇物業者等に対する立入検査件数 (—)

【主な事務事業】

- ・ 毒物劇物指定調査
- ・ 毒物劇物流通・保管・管理対策推進事業

個別目標2 化学物質の毒性について評価し、適正な管理を推進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標4-1に係る指標2と同じ

【主な事務事業】

- ・ 難分解・高蓄積性物質に関するスクリーニング毒性等の調査
- ・ 高生産既存化学物質国際安全性点検等の実施事業
- ・ 化学物質情報基盤システムの管理

個別目標3 家庭用品等身の回りの化学物質の安全性を確保すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標4-1に係る指標3と同じ
- ・ 買上げ試験件数 (—)

【主な事務事業】

- ・ 家庭用品規制基準の設定
- ・ 家庭用品情報収集調査
- ・ 家庭用品健康損害防止対策事業

| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|----|----|----|-----------------------|----|
| モニ | 実績 | モニ | 実績 総合 (総合FUを含む) | 実績 |

備考:

施策目標5 生活衛生の向上・推進を図ること

5-1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

1. 振興計画の認定件数 (—)
2. 標準営業約款登録施設数 (—)
3. 建築物環境衛生管理基準への不適合率 (—)

個別目標1 生活衛生関係営業における衛生水準の確保及び振興を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標5-1に係る指標1、2と同じ

【主な事務事業】

- ・ 標準営業約款推進事業費

個別目標2 建築衛生の改善及び向上等を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標5-1に係る指標3と同じ

【主な事務事業】

- ・ 生活衛生等関係費

| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|----|----|----|----|----|
| モニ | 実績 | モニ | 実績 | 実績 |

備考:

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策目標1 労働条件の確保・改善を図ること

1-1 法定労働条件の確保・改善を図ること

- 【施策目標に係る指標(達成水準/時期)】
- 1 定期監督等の実施件数(-)
 - 2 申告処理件数(-)
 - 3 司法処理件数(-)
 - 4 市町村広報誌への掲載割合(80%以上/毎年)
 - 5 中小企業労働契約支援事業を活用した事業場数(15, 228件以上/平成19年度)

個別目標1 法定労働条件の確保・改善を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標1-1に係る指標1~3と同じ

- 【主な事務事業】
- ・ 法定労働基準の確保を図るための監督指導
 - ・ 労働基準関係法令違反の申告に対する申告処理
 - ・ 重大悪質な労働基準関係法令違反に対する司法処分

個別目標2 最低賃金制度の適正な運営を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標1-1に係る指標4と同じ

- 【主な事務事業】
- ・ 最低賃金制度推進事業

個別目標3 労働契約に係るルールの明確化を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標1-1に係る指標5と同じ

- 【主な事務事業】
- ・ 中小企業労働契約支援事業

| 評価予定表 | | | | |
|------------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 実績 総合FU | モニ | 実績 | モニ | 実績 |

備考：平成19年度重点評価課題9

- ・ 最低賃金制度の見直しのフォローアップ(実績評価及び総合評価)

施策目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること

2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること

【施策目標に係る指標(達成水準/時期)】

- 1 労働災害による死亡者数(減少傾向の堅持とともに、年間1,500人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図ること/※)
- 2 休業4日以上の死傷者数(総件数を20%以上減少させること/※)

※ 1及び2の達成時期は、第10次労働災害防止計画期間(平成15~19年度)

- 3 定期監督等の実施件数(-)
- 4 助言・指導を実施した事業場数(-)
- 5 中小企業労働時間適正化促進助成金支給決定件数(400件以上/平成19年度)

個別目標1 安全対策の推進を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標2-1に係る指標1及び2と同じ

【主な事務事業】

- ・ 業種別労働災害防止対策の推進
- ・ 特定の災害要因別労働災害防止対策の推進

個別目標2 労働衛生対策の推進を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標2-1に係る指標1及び2と同じ

【主な事務事業】

- ・ 過重労働・メンタルヘルス対策の推進
- ・ 職業性疾病の予防対策の推進
- ・ 化学物質等による健康障害の予防対策の推進
- ・ 防対策の推進
- ・ 快適な職場づくりの推進

個別目標3 事業場における安全衛生管理対策の強化を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標2-1に係る指標1及び2と同じ

【主な事務事業】

- ・ 事業場における自主的な安全衛生活動の促進
- ・ 危険性・有害性等の調査等の普及促進

個別目標4 労働者が安心して働くことができる労働環境を整備すること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標2-1に係る指標3及び4と同じ

【主な事務事業】

- ・ 安全衛生基準の確保を図るための監督指導
- ・ 過重労働による健康障害防止のための自主的改善対策

個別目標5 働き方の見直しによる長時間労働を是正すること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標2-1に係る指標5と同じ

【主な事務事業】

- ・ 働き方改革トータルプロジェクトの推進事業

| | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|-------------------|----|----|----|----|----|
| 実績総合 (総合FUを含む) | | モ二 | 実績 | モ二 | 実績 |

備考:平成19年度重点評価課題10
・労働災害防止計画(総合評価)

施策目標3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること

3-1 労災保険の安定的かつ適正な運営を行うことにより、被災労働者等の保護を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/時期)】

- 1 保険料収納済額(-)
- 2 保険給付費(-)
- 3 社会復帰促進等事業費(-)
- 4 平均保険料率(-)
- 5 各種保険給付実施件数(-)

個別目標1 労災保険制度の財政を安定させ、事業主の労働災害防止へのインセンティブを促進するため適正な保険料率を設定すること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標3-1に係る指標1、2、3及び4と同じ

【主な事務事業】

- ・ 労災保険料率の改定

個別目標2 労災保険給付の適正な給付を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標3-1に係る指標5と同じ

【主な事務事業】

- ・ 療養(補償)給付の事業
- ・ 遺族(補償)年金給付の事業
- ・ 障害(補償)年金給付の事業

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 実績 | モニ | 実績 | モニ | 実績 |

備考:

3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/時期)】

- 1 義肢等補装具の支給件数(-)
- 2 アフターケア実施件数(-)
- 3 労災就学等援護費の支給件数(-)
- 4 未払賃金の立替払件数(-)

個別目標1 被災労働者の円滑な社会復帰を促進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標3-2に係る指標1及び2と同じ

【主な事務事業】

- ・ 義肢等補装具支給の事業
- ・ アフターケア実施の事業

個別目標2 被災労働者等の援護等を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標3-2に係る指標3及び4と同じ

【主な事務事業】

- ・ 労災就学等援護費支給の事業
- ・ 未払賃金の立替払事業

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| モニ | 実績 | モニ | 実績 | 実績 |

備考:

施策目標4 勤労者生活の充実を図ること

4-1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること

【施策目標に係る指標(達成水準/時期)】
 1 週労働時間60時間以上の雇用者の割合(平成15年(12.2%)と比べ1割以上減少/平成21年度)

個別目標1 労働時間等の設定改善に向けた取組を推進すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】
 ・ 施策目標4-1に係る指標1と同じ

【主な事務事業】
 ・ 労働時間等設定改善援助事業
 ・ 労働時間等設定改善推進助成金
 ・ 特に時間外労働が長い事業場の事業主に対する自主的取組の勧奨

個別目標2 仕事と生活の調和に係る社会的気運を醸成すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】
 ・ 施策目標4-1に係る指標1と同じ

【主な事務事業】
 ・ 仕事と生活の調和推進会議の開催
 ・ 仕事と生活の調和キャンペーンの推進

個別目標3 多様な働き方に対応した労働環境等を整備すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】
 ・ 施策目標4-1に係る指標1と同じ

【主な事務事業】
 ・ 特別な休暇制度普及促進事業
 ・ テレワークの普及促進等対策

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 実績 | モニ | 実績 | モニ | 実績 |

備考: 平成19年度重点評価課題11
 ・ 仕事と生活の調和対策の推進

4-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/時期)】
 1 中小企業退職金共済制度における新規加入被共済者数(354,460人以上/平成19年度)
 2 勤労者財産形成融資の利用件数(前年度以上/毎年度)
 3 全労働金庫に対する検査実施率(50%以上/毎年度)

個別目標1 中小企業退職金共済制度の普及促進等を図ること
 【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】
 ・ 施策目標4-2に係る指標1と同じ

【主な事務事業】
 ・ 中小企業退職金共済事業

個別目標2 勤労者財産形成促進制度の活用促進を図ること
 【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】
 ・ 施策目標4-2に係る指標2と同じ

【主な事務事業】
 ・ 勤労者財産形成促進事業

個別目標3 労働金庫の健全性のための施策を推進すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】
 ・ 施策目標4-2に係る指標3と同じ

【主な事務事業】
 ・ 労働金庫監督検査事業

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| モニ | 実績 | モニ | 実績 | 実績 |

備考:

施策目標5 パートタイム労働者の均衡待遇の確保を推進するとともに、在宅就業及び家内労働の適正な就業環境を整備すること(基本目標Ⅵ施策目標1-1を参照)

施策目標6 安定した労使関係等の形成を促進すること

6-1 労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準・時期)】

- 1 労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している労働組合の割合(50%以上/平成19年度)

個別目標1 集团的労使関係法制の普及啓発を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準・時期)】

- ・ 国内外労使関係法制の普及啓発の基礎とするための労使関係法制情報の収集先の国・地域数(世界の国・地域数の70%以上/平成23年度)

【主な事務事業】
国際労働関係事業

個別目標2 不当労働行為事件を迅速かつ的確に解決・処理すること

【個別目標に係る指標(達成水準・時期)】

- ・ 申立てから1年6か月以上係属している事件数(平成16年末(205件)から半減/平成19年末)
- ・ 新規申立事件の終結までの日数(1年6か月以内/ー)

【主な事務事業】
不当労働行為事件の審査

個別目標3 労使紛争を早期かつ適切に解決すること

【個別目標に係る指標(達成水準・時期)】

- ・ 調整事件の終結までの日数(取下げ事件等を除く)(2か月以内(自主交渉による中断がある事件は3か月以内)/ー)

【主な事務事業】
労働争議のあっせん、調停及び仲裁

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| モニ | 実績 | モニ | 実績 | 実績 |

備考:

施策目標7 個別労働紛争の解決の促進を図ること

7-1 個別労働紛争の解決の促進を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準・時期)】

- 1 民事上の個別労働紛争相談件数(-)
- 2 助言・指導申出受付件数(-)
- 3 あっせん申請受理件数(-)
- 4 処理期間毎の割合(助言・指導、あっせん)(-)

個別目標1: 個別労働紛争の迅速適正な解決を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標7-1に係る指標と同じ

【主な事務事業】

- ・ 個別労働紛争対策の推進

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 実績 | モニ | 実績 | モニ | 実績 |

備考:

施策目標8 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること

8-1 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/時期)】

- 1 労働保険料等収納率(前年度以上/毎年度)

個別目標1 労働保険の適用対象事業場の適正把握・適用促進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 労働保険適用事業場数(前年度以上/毎年度)

【主な事務事業】

- ・ 未加入事業場適用促進事業
- ・ 労働保険加入促進業務委託事業

個別目標2 労働保険料等の適正徴収を確保すること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標8-1に係る指標1と同じ

【主な事務事業】

- ・ 保険料算定基礎調査
- ・ 滞納整理の実施

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| モニ | 実績 | モニ | 実績 | 実績 |

備考:

基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること

1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 公共職業安定所の求職者の就職率(32%以上/平成18年度)
- 2 雇用保険受給資格者の早期再就職割合(16%以上/平成18年度)
- 3 職業安定法第5条の3(労働条件等の明示)の違反率(前年度より1ポイント以上減少/平成18年度)
- 4 職業安定法第32条の15(帳簿の備付け)の違反率(前年度より1ポイント以上減少/平成18年度)
- 5 労働者派遣法第34条(就業条件等の明示)の違反率(前年度より1ポイント以上減少/平成18年度)
- 6 労働者派遣法第35条(派遣先への通知)の違反率(前年度より1ポイント以上減少/平成18年度)
- 7 しごと情報ネットの利用者がこれを通じて求人情報に応募するなど具体的行動を起こした割合(35%以上/平成18年度)

個別目標1 求職者のニーズに応じた求人確保を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 年齢不問求人の割合(50%以上/平成19年度)
- ・ 正社員求人の充足率(前年度以上/平成18年度)

【主な事務事業】

- ・ 求人者に対する求人年齢緩和指導
- ・ 正社員就職増大対策

個別目標2 早期再就職に向けた個別支援の推進を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 再就職支援プログラム対象者の就職率(73%以上/平成18年度)
- ・ 就職実現プラン対象者の就職率(59%以上/平成18年度)

【主な事務事業】

- ・ 再就職支援プログラム事業
- ・ 再就職プランナー事業

個別目標3 未充足求人へのフォローアップの徹底等求人者サービスの充実による就職促進を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 受理後3週間以上の未充足求人に対するフォローアップ率(100%/平成18年度)

【主な事務事業】

- ・ 未充足求人へのフォローアップ

個別目標4 労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標1-1に係る指標3~6と同じ

【主な事務事業】

- ・ 職業紹介事業指導援助事業
- ・ 労働者派遣事業雇用管理等援助事業

個別目標5 官民の連携により労働力需給調整機能を強化すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標1-1に係る指標7と同じ

【主な事務事業】

- ・ しごと情報ネット事業

評価予定表

| | | | | |
|------------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 実績 総合FU | 実績 | モニ | 実績 | 実績 |

備考: 平成19年度重点評価課題12、13

- ・ 職業相談の充実、正規雇用転換の促進(実績評価)
- ・ 労働者派遣事業制度の在り方のフォローアップ(総合評価)

施策目標2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること

2-1 地域及び中小企業等における雇用機会の創出等を図るとともに産業の特性に応じた雇用の安定を図ること

- 【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
- 1 受給資格者創業支援助成金の支給を受けた事業主が法人等を設立し雇用保険適用事業所となった日から1年経過後に雇用している
 - ①平均労働者数(2人以上/平成18年度)
 - ②事業継続割合(95%以上/平成18年度)
 - 2 中小企業人材確保推進事業助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における平均求人充足率 (22%以上/平成18年度)
 - 3 雇用調整助成金利用事業所の事業主都合離職割合(非利用事業所の事業主都合離職割合以下/平成18年度)
 - 4 雇用調整助成金利用事業所のうち保険関係消滅事業所に対して支給した額(利用事業所の総支給額の10%以下/平成18年度)
 - 5 求職活動等支援給付金に係る離職後3か月以内の就職率(34%以上/平成18年度)
 - 6 (財)産業雇用安定センターにおける出向・移籍の成立率(40%以上/平成18年度)
 - 7 地域雇用開発促進助成金(地域雇用促進特別奨励金)利用事業所の常用労働者の増加率(地域雇用促進特別奨励金利用事業所における計画開始日から第3回特別奨励金支給申請日の1年経過後の常用労働者の増加率が地域内の全適用事業所の同期間における常用労働者数の増加率を上回る/平成18年度)
 - 8 地域提案型雇用創造促進事業利用求職者等の就職件数(地域提案型雇用創造促進事業を実施した地域の実績が、各協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る/平成18年度)
 - 9 地域雇用開発促進助成金(地域高度人材確保奨励金)利用事業所の常用労働者の増加率(地域高度人材確保奨励金の利用事業所における計画開始日から第2期支給申請日の1年経過後までの常用労働者の増加率が地域内の全適用事業所の常用労働者数の増加率を上回る/平成18年度)
 - 10 建設教育訓練助成金の助成対象となった技能実習を行った者のうち、訓練後、技能検定を受検した者の合格率(60%以上/平成18年度)
 - 11 港湾労働者派遣事業において、派遣可能労働者の派遣のあっせんを行うことによる派遣成立の割合(80%以上/平成18年度)
 - 12 林業就業支援事業修了者の就職率(63%以上/平成18年度)
 - 13 就農等支援コーナー利用者に占める就職、あっせん割合(35%以上/平成18年度)
 - 14 介護労働者基盤人材確保助成金を受給したことにより、当該事業所における雇用管理改善への取組みが向上した事業主の割合(80%以上/平成18年度)

個別目標1 創業・新分野進出等に係る支援を図ること

- 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
- ・ 施策目標2-1に係る指標1と同じ
 - ・ 中小企業基盤人材確保助成金の支給終了後、新たに雇用された人数(3人以上(助成額を上乗せしている同意雇用機会増大地域は4人以上)/平成18年度)

- 【主な事務事業】
- ・ 受給資格者創業支援助成金
 - ・ 中小企業基盤人材確保助成金

個別目標2 中小企業等の雇用管理の改善に係る支援を図ること

- 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
- ・ 施策目標2-1に係る指標2と同じ
 - ・ 中小企業雇用創出等能力開発助成金の対象となった従業員が受けた職業能力開発検定等(訓練に密接に関連する者に限る。)の合格率(50%以上/平成18年度)
 - ・ 中小企業職業相談委託助成金支給後の離職率(11%以下/平成18年度)

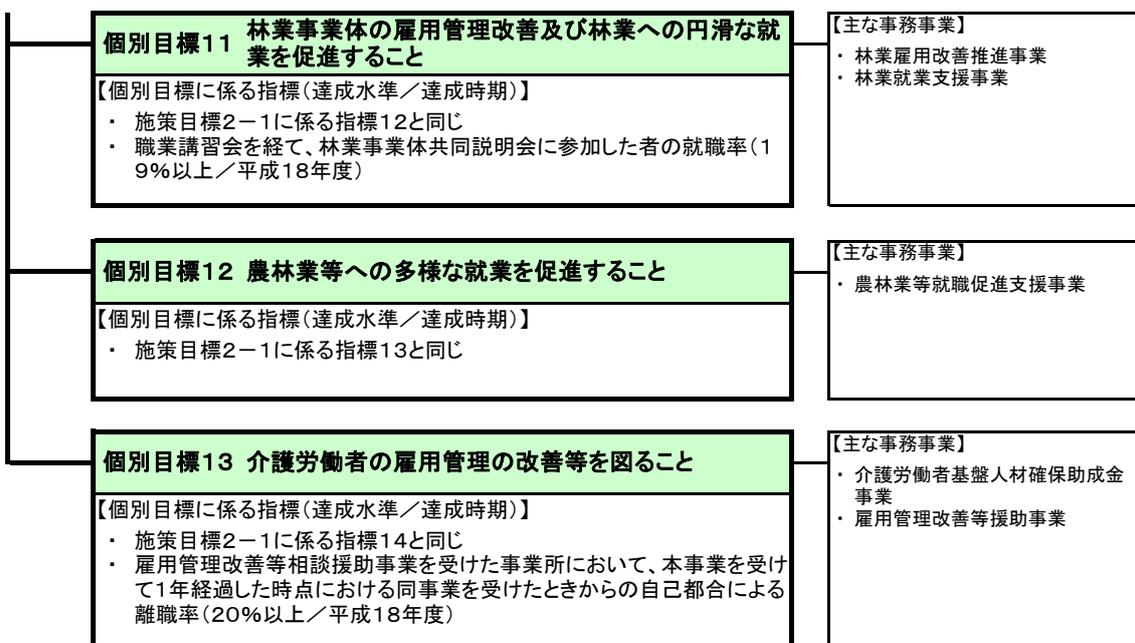
- 【主な事務事業】
- ・ 中小企業人材確保推進事業助成金
 - ・ 中小企業雇用創出等能力開発助成金
 - ・ 中小企業職業相談委託助成金

個別目標3 事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の失業者の発生を予防すること

- 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
- ・ 施策目標2-1に係る指標3及び4と同じ

- 【主な事務事業】
- ・ 雇用調整助成金

| | |
|--|---|
| <p>個別目標4 離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進すること</p> <p>【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策目標2-1に係る指標5と同じ ・ 再就職支援給付金の支給を受けた事業所のうち、当該給付金を活用して再就職支援会社に支援を委託しなくても、当該給付金の支給対象労働者の再就職は難しくなかったとする事業所の割合(20%以下/平成18年度) ・ 再就職支援給付金の支給を受けた事業所が、再就職支援を委託した人数のうち、早期再就職が実現した人数の割合(20%以下/平成18年度) ・ 定着講習支援給付金に係る対象労働者の雇入れ後1年経過時の定着率(93%以上/平成18年度) | <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再就職援助計画作成・指導事業 ・ 労働移動支援助成金 |
| <p>個別目標5 出向・移籍支援事業による円滑な労働移動を促進すること</p> <p>【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策目標2-1に係る指標6と同じ | <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (財)産業雇用安定センターにおける出向・移籍支援事業 |
| <p>個別目標6 雇用情勢の厳しい地域における雇用機会を創出すること</p> <p>【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策目標2-1に係る指標7~9と同じ | <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域雇用開発促進助成金(地域雇用促進特別奨励金) ・ 地域雇用開発促進助成金(地域高度人材確保奨励金) ・ 地域提案型雇用創造促進事業 |
| <p>個別目標7 地方就職支援、U・Iターン者等を活用すること</p> <p>【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方就職支援センター利用者のうち、就職者の割合(12.6%以上/平成18年度) ・ 地方雇用開発活性化事業実施地域における雇入れ数(500人以上/平成18年度) | <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方就職等支援事業 ・ 地域雇用開発活性化事業 |
| <p>個別目標8 積雪寒冷地等の特定地域における雇用対策を図ること</p> <p>【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 積雪寒冷地における季節労働者の減少率(通年雇用奨励金の支給を受けた事業所の特例被保険者数の減少率が地域全体の特例被保険者数の減少率を上回ること、かつ、支給を受けた事業所の一般被保険者数が増加すること/平成18年度) ・ 沖縄県における若年労働者の増加率(沖縄若年者雇用奨励金の支給を受けた事業所の被保険者数が県内全体の被保険者数の伸び率を上回ること/平成18年度) | <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通年雇用安定給付金 ・ 地域雇用開発促進助成金(沖縄若年者雇用奨励金) |
| <p>個別目標9 建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上を図ること</p> <p>【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策目標2-1に係る指標10と同じ ・ ワンストップサービスにおいて能力開発や従業員の雇用等について相談等を行った建設事業主等のうち、当該相談等を受けて教育訓練及び労働移動、人材確保対策の推進等の相談に対する具体的な措置(教育訓練の受講促進、雇用管理改善措置の実施、事業主都合解雇の防止等)を1年以内に講じた事業主等の割合(80%以上/平成18年度) | <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設雇用改善助成金事業 ・ 建設労働者雇用安定支援事業 |
| <p>個別目標10 港湾労働者の雇用の改善等を図ること</p> <p>【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策目標2-1に係る指標11と同じ ・ 雇用管理者研修を受講した者のうち、役に立った旨の評価を受ける割合(80%以上/平成18年度) | <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾労働者派遣事業 ・ 雇用管理者研修の実施 |



| 評価予定表 | | | | |
|------------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 実績 総合FU | モニ | 実績 | モニ | 実績 |

備考: 平成19年度重点評価課題14
 ・地域雇用開発促進法に基づく地域雇用対策のフォローアップ(総合評価)

施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること

3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 65歳以上定年企業等(※1)の割合(42%以上(※2)/平成20年度)
 ※1 51人以上規模企業のうち65歳以上定年企業、65歳以上希望者全員継続雇用制度企業及び定年廃止企業
 ※2 高齢者雇用状況報告における平成20年6月1日の状況
- 2 障害者の就職者数(平成18年度から平成22年度の5年間で約22万人以上)
- 3 フリーター数(ピーク時(平成15(2003)年)の8割に減少/平成22(2010)年)
- 4 日系人雇用サービスセンターにおける就職率(18%以上/平成18年度)
- 5 一般外国人(留学生を除く外国人)の就職率(24%以上/平成18年度)
- 6 留学生の就職人数(300人以上/平成18年度)
- 7 特定求職者雇用開発助成金支給対象者の事業主都合離職割合(当該助成金支給後の事業主都合離職割合が対象ではない者の事業主都合離職割合以下/平成18年度)
- 8 生活保護受給者等就労支援事業における支援開始者数に占める就職者数の割合(40%以上/平成18年度)
- 9 ホームレス就業支援事業による就業者数(450人以上/平成18年度)
- 10 当該年度中の雇用調整方针对象者数(届出人数)に対する就業奨励金支給人数の割合(35%以上/平成18年度)

個別目標1 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保を促進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標3-1に係る指標1と同じ

【主な事務事業】

- ・ 高齢者雇用確保措置の導入促進に係る指導(公共職業安定所・高齢者雇用アドバイザー)
- ・ 65歳雇用導入プロジェクト
- ・ 継続雇用定着促進助成金(I種・II種)

個別目標2 中高年齢者の再就職を促進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 中高年齢者トライアル雇用事業の常用雇用移行率(75%以上/平成18年度)

【主な事務事業】

- ・ 求職活動支援書制度
- ・ 高齢期雇用就業支援コーナーにおける相談・援助
- ・ 中高年齢者トライアル雇用事業

個別目標3 高齢者の意欲・能力に応じた多様な就業・社会参加の促進を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 高齢者等共同就業機会創出助成金利用による法人の新設に伴う平均就業者創出数(7人以上/平成18年度)
- ・ 高齢者等共同就業機会創出助成金利用による法人の事業開始から1年経過後の事業継続率(95%以上/平成18年度)

【主な事務事業】

- ・ シルバー人材センター事業
- ・ 定年退職者等再就職支援事業
- ・ 高齢者等共同就業機会創出助成金

個別目標4 障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することを通じて障害者の就職の促進を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 公共職業安定所を通じた就職件数(対前年度2,500件増/平成18年度)

【主な事務事業】

- ・ 障害者に対するきめ細かな職業相談・職業紹介
- ・ 障害者試行雇用事業(トライアル雇用事業)
- ・ 職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業

個別目標5 障害者雇用率制度の厳格な運用を通じて障害者の雇入れの促進等を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 障害者雇用率達成割合(前年度以上/平成18年度)

【主な事務事業】

- ・ 民間企業に対する障害者雇用率達成指導

個別目標6 雇用・福祉等との連携等による障害者の就労支援の強化を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 障害者就業・生活支援センター事業を通じた就職件数(3,000件以上/平成18年度)

【主な事務事業】

- ・ 障害者就業・生活支援センター事業

| | |
|--|---|
| <p>個別目標7 学校段階から職業意識の形成を図ること</p> <p>【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ キャリア探索プログラム等参加生徒数(高校等)(30万人以上/平成18年度) ・ インターンシップ学生のアンケート結果において「役に立った」との評価の割合(80%以上/平成18年度) | <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ キャリア探索プログラム、ジュニアインターンシップ ・ インターンシップ受入企業開拓事業(大学等) |
| <p>個別目標8 新規学卒者の円滑な就職を図ること</p> <p>【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規高卒者の就職内定率(前年度以上/平成18年度) ・ 大学新規卒業者の就職率(前年度以上/平成18年度) | <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若年者ジョブサポーターによる新規学卒者等のマッチングの強化 ・ 学生職業センター等における学生等の就職支援 |
| <p>個別目標9 フリーターや若年失業者の常用雇用化を図ること</p> <p>【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フリーター常用就職者数(25万人以上/平成18年度) | <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フリーター常用就職支援事業 ・ ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援 ・ 若年者試行雇用事業 |
| <p>外国人求職者等に対するきめ細かい職業相談・職業個別目標10 紹介等を通じ、安定し、かつ適正な就労を促進すること</p> <p>【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策目標3-1に係る指標4~6と同じ | <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日系人就業支援事業を活用した不就労の日系人若年者等に対する職業相談等 ・ 大学と連携した留学生に対する就職支援 |
| <p>個別目標11 外国人を雇用している事業主への啓発指導、雇用管理援助等を推進し、雇用管理の改善を図ること</p> <p>【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人雇用管理アドバイザーの事業所訪問件数(-) | <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「外国人雇用管理アドバイザー」の事業所訪問等による外国人雇用事業主が抱える個別の問題に対する具体的な指導・援助 |
| <p>個別目標12 就職困難者等の円滑な就職等を図ること</p> <p>【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策目標3-1に係る指標7~10と同じ | <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定求職者雇用開発助成金 ・ 生活保護受給者等就労支援事業 ・ ホームレス就業支援事業 ・ 雇用再生集中支援事業 |

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 実績 | モニ | 実績 | モニ | 実績 |

備考:平成19年度重点評価課題15
 ・高齢者の雇用就業の促進、障害者雇用の促進、若年者の安定した雇用の促進

施策目標4 求職活動中の生活の保障等を行うこと

4-1 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 収支バランス(失業等給付関係)
- 1 収入額(-)
 - 2 収入額(うち保険料収入額)(-)
 - 3 支出額(-)
 - 4 支出額(うち失業等給付費)(-)
 - 5 積立金残高(-)

個別目標1 セーフティネットとして財政が安定していること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標4-1に係る指標1~5と同じ

【主な事務事業】

- ・ 雇用保険の各種給付に関する事務
- ・ 雇用保険の適用に関する事務

個別目標2 雇用保険の給付を適正に行うこと

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 適用状況(-)
- ・ 失業等給付の給付状況(-)

【主な事務事業】

- ・ 雇用保険の各種給付に関する事務
- ・ 雇用保険の適用に関する事務

評価予定表

| | | | | |
|----|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| モニ | 実績 | モニ | 実績 | 実績 |

備考:

基本目標Ⅴ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

施策目標1 労働市場のインフラを充実すること

1-1 労働市場のインフラを充実すること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 公共職業訓練(離職者訓練・委託訓練)の修了者における就職率(60%以上/平成18年度)
- 2 公共職業訓練(離職者訓練・施設内訓練)の修了者における就職率(75%以上/平成18年度)

個別目標1 多様な職業訓練・教育訓練の機会を確保すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等(訓練に密接に関連するものに限る。)の合格率(50%以上/平成18年度)

【主な事務事業】

- ・ 教育訓練給付講座指定事業
- ・ キャリア形成促進助成金事業
- ・ 認定職業訓練助成事業費補助金事業
- ・ 全国団体等認定職業訓練特別助成金事業

個別目標2 公共職業能力開発を充実すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標1-1に係る指標1及び2と同じ
- ・ 公共職業訓練(学卒者訓練)の修了者における就職率(95%以上/平成18年度)
- ・ 公共職業訓練(在職者訓練)の修了者における満足度80%以上/平成18年度)

【主な事務事業】

- ・ 離職者訓練の実施
- ・ 学卒者訓練の実施
- ・ 在職者訓練の実施

個別目標3 職業能力評価制度の労使双方の利用を促進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 技能検定職種に係る業界傘下企業における受検勧奨や処遇向上等技能検定の活用率(80%以上/平成18年度)
- ・ 職業能力評価基準の活用によって企業内の人事評価制度や研修体系、従業員の募集採用活動が改善された(改善される見込み)という企業等の割合(80%以上/平成18年度)
- ・ 職業能力習得支援制度を活用している、又は活用したことがある企業において、同制度を利用した労働者のうち、昇進・昇格など処遇の改善があった者の割合(80%以上/平成18年度)

【主な事務事業】

- ・ 技能検定の実施
- ・ 幅広い職種を対象とした職務分析に基づいた包括的な職業能力評価制度等の整備
- ・ 職業能力習得支援制度推進事業

個別目標4 キャリア・コンサルティング環境を整備すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 就職又は転職を希望する者のうち、キャリア・コンサルティング実施から3か月経過した時点で、就職した又は転職した者並びに職業能力の開発及び向上の推進が図られた(教育訓練講座等を受講した等)者の割合(80%以上/平成18年度)
- ・ サービスセンターの支援後、企業内キャリア形成支援が促進された(職業能力開発推進者の選任、事業内計画の作成、社内意識啓発等がなされた)割合(60%以上/平成18年度)

【主な事務事業】

- ・ キャリア支援企業等育成事業
- ・ キャリア形成支援体制の整備

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| モニ | 実績 | モニ | 実績 | 実績 |

備考:

施策目標2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること

2-1 若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 1 日本版デュアルシステムの公共職業訓練活用型(委託短期)の修了者における就職率(70%以上/平成18年度)

個別目標1 職業キャリアの段階に応じた支援を充実すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標2-1に係る指標1と同じ
- ・ 「実践型人材養成システム」の訓練生の訓練修了3ヶ月後におけるOJT実施企業への定着率(80%以上/平成21年度)
- ・ 「創業サポートセンター」活用後の創業等率(30%以上/平成18年度)
- ・ 「私のしごと館」の利用者から今後の進路について具体的なイメージが湧いた、仕事というものや将来の自分の職業について考えるようになった等の回答を得る率(80%以上/平成18年度)
- ・ 若者自立塾の卒塾後6か月経過後の就労率(70%以上/平成18年度)
- ・ 地域若者サポートステーションの利用開始から6か月後の時点で、
 - ①就職した、求職活動を開始した等、より就職に結びつく方向に変化した者の割合
 - ②就職等進路決定者の割合
 (①60%以上②30%以上/平成18年度)

【主な事務事業】

- ・ 「実践型人材養成システム」普及のための地域モデル事業
- ・ 日本版デュアルシステムの普及・促進
- ・ 「創業サポートセンター」による相談・援助や情報提供等
- ・ 「私のしごと館」運営事業
- ・ 若者自立塾創出推進事業
- ・ 地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業
- ・ グローバル人材育成支援事業

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 実績 | モニ | 実績 | モニ | 実績 |

備考:平成19年度重点評価課題16
 ・若者自立支援の充実

2-2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をすること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 1 障害者職業能力開発校の修了者における就職率(60%以上/平成18年度)

個別目標1 障害者への支援を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標2-2に係る指標1と同じ
- ・ 知的障害者の委託訓練修了者における就職率(38%以上/平成18年度)
- ・ 精神障害者の委託訓練修了者における就職率(36%以上/平成18年度)
- ・ 身体障害者の委託訓練修了者における就職率(30%以上/平成18年度)

【主な事務事業】

- ・ 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施
- ・ 障害者職業能力開発校の運営

個別目標2 母子家庭の母等への支援を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 母子家庭の母等の職業的自立促進事業による訓練修了3ヶ月後の就職率(50%以上/平成18年度)

【主な事務事業】

- ・ 母子家庭の母等の職業的自立促進事業
- ・ 同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者等への職業訓練の実施

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 実績 | モニ | 実績 | モニ | 実績 |

備考:平成19年度重点評価課題17
 ・障害者の職業訓練の充実

施策目標3「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること

3-1 技能継承・振興のための施策を推進すること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

13級技能検定の受検者数(前年度実績(105,394人)以上/平成18年度)

個別目標1 技能継承・振興のための施策を推進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標3-1に係る指標1と同じ
- ・ 2007年ユニバーサル技能五輪国際大会の来場者数(150,000人以上/平成19年度)
- ・ 第45回技能五輪全国大会の来場者のうち、若年者層において将来のキャリア形成に向けた職業能力の習得や技能検定の受検等を予定する割合(80%以上/平成18年度)
- ・ 技能継承等支援センター利用後に、企業内における技能継承計画の策定や技能継承のためのOJTの開始等、技能継承に関する取組みを始めた企業の割合(80%以上/平成18年度)

【主な事務事業】

- ・ 「ものづくり立国」の推進
- ・ 2007年ユニバーサル技能五輪国際大会
- ・ 技能啓発等推進事業
- ・ 熟練技能の継承・発展のための支援事業

評価予定表

| | | | | |
|----|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| モニ | 実績 | モニ | 実績 | 実績 |

備考:

基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策目標1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること

| |
|--|
| <p>1-1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること</p> |
| <p>【施策目標に係る指標(達成水準/時期)】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 役職者に占める女性の割合(前年以上/毎年) 2 育児休業取得率(前年以上/毎年) 3 小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置を規定している事業所の割合(前年以上/毎年) 4 緊急サポートネットワーク事業の事業利用者の継続就業率(85%以上/平成18年度) 5 再就職希望者支援事業の登録後1年以内に具体的な求職活動を始める人の割合(70%以上/平成18年度) 6 短時間労働者均等処遇推進助成金の支給を受けた事業所のうち、支給1年後において支給対象となった制度が継続して運用され、かつ適用される者がいる割合(平成18年度においては、短時間労働者雇用管理改善等助成金として支給。)(80%以上/平成18年度) 7 委託事業実施団体の傘下企業のうち、本事業への参加をきっかけにして、公正な処遇が確保された短時間正社員制度導入の検討を開始したものの割合(80%以上/平成18年度) 8 能力開発システム修了後最終診断を受けた者のうち、再就業(登録を含む)・再就職をした者の割合(80%以上/平成18年度) |

| | | |
|--|--|---|
| <p>個別目標1 男女雇用機会均等確保に係る法令の履行を確保すること</p> | <p>【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策目標1-1に係る指標1と同じ | <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度是正指導強化事業 ・ 紛争解決援助事業 |
| <p>個別目標2 実質的に男女均等な職場環境を整備すること</p> | <p>【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策目標1-1に係る指標1と同じ | <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ポジティブ・アクション普及啓発事業 ・ セクシュアルハラスメント対策普及啓発事業 |
| <p>個別目標3 女性の能力発揮を支援すること</p> | <p>【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策目標1-1に係る指標1と同じ ・ 子育て女性起業支援助成金の支給を受けた事業主が、法人等を設立し雇用保険適用事業所となった日から1年経過後に雇用している労働者数及び事業継続割合(平均2人以上、90%以上/平成19年度) | <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性と仕事総合支援事業 ・ メンター紹介サービス事業 ・ 女性の起業支援専用サイト事業 ・ 子育て女性起業支援助成金 |
| <p>個別目標4 育児・介護休業制度を定着させること</p> | <p>【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策目標1-1に係る指標2及び3と同じ | <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児・介護休業制度普及・定着促進事業 |
| <p>個別目標5 両立支援に取り組む事業主を支援すること</p> | <p>【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策目標1-1に係る指標2及び3と同じ | <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般事業主行動計画策定・実施促進事業 ・ 育児・介護雇用安定等助成金 ・ ファミリー・フレンドリー企業普及・定着促進事業 |
| <p>個別目標6 育児・介護を行う労働者を支援すること</p> | <p>【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策目標1-1に係る指標4及び5と同じ | <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急サポートネットワーク事業 ・ 再就職希望者支援事業 |
| <p>個別目標7 パートタイム労働者と正社員との均等待遇を確保すること</p> | <p>【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策目標1-1に係る指標6と同じ | <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短時間労働者均等処遇推進助成金 |

| | |
|--|------------------------------------|
| 個別目標8 短時間正社員制度の導入を促進すること | 【主な事務事業】 ・短時間正社員制度導入推進事業 |
| 【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】 ・施策目標1-1に係る指標7と同じ | |
| 個別目標9 在宅就業者の就業環境を整備すること | 【主な事務事業】 ・在宅就業者支援事業 |
| 【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】 ・施策目標1-1に係る指標8と同じ | |

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|---------------|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 実績 | モニ | 実績 | 総合 ※ モニ | 実績 |

備考：平成19年度重点評価課題18

- ・パートタイム労働者と正社員との均衡待遇の確保
- ・育児・介護休業制度の定着促進及び仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主の支援の充実

※総合評価は、「子ども・子育て応援プラン」における「今後5年間の目標」の実績を測定しうる平成22年度において実施するものとする。ただし、当該実施時期は、その後の少子化対策に関する進捗状況、検討状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

施策目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること

2-1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/時期)】

- 1 育児支援家庭訪問事業の実施市町村数(全市町村/平成21年度)
- 2 生後4か月までの乳幼児のいる家庭の訪問件数(全戸訪問/平成21年度)
- 3 ファミリー・サポート・センターの設置箇所数(710か所以上/平成21年度)
- 4 ショートステイ事業実施施設か所数(870か所以上/平成21年度)
- 5 トワイライトステイ事業実施施設か所数(560か所以上/平成21年度)
- 6 延長保育実施か所数(16,200か所以上/平成21年度)
- 7 病後児保育、訪問型一時保育の実施か所数(1,500か所以上/平成21年度)
- 8 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)の設置市町村数(全市町村/平成21年度)

個別目標1 地域における子育て支援の拠点を整備すること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 地域子育て支援拠点事業実施か所数(10,000か所以上/ー)

【主な事務事業】

- ・ 地域子育て支援拠点事業

個別目標2 次世代育成支援対策推進法に基づき策定された市町村行動計画に定められている地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援事業その他次世代育成支援対策に資する事業の実施を支援すること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標2-1に係る指標1~8と同じ

【主な事務事業】

- ・ 育児支援家庭訪問事業
- ・ 生後4か月までの全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業)
- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 短期入所生活援助(ショートステイ)事業
- ・ 夜間養護等(トワイライト)事業
- ・ 延長保育促進事業
- ・ 乳幼児支援一時預かり事業
- ・ 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)の設置促進

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|---------------|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 実績 | モニ | 実績 | 総合 ※ モニ | 実績 |

備考: 平成19年度重点評価課題19

・ 地域における子育て支援等施策の充実
 ※総合評価は、「子ども・子育て応援プラン」における「今後5年間の目標」の実績を測定しうる平成22年度において実施するものとする。ただし、当該実施時期は、その後の少子化対策に関する進捗状況、検討状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

2-2 児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること

【施策目標に係る指標(達成水準/時期)】

- 1 放課後児童クラブの実施小学校区数(約20,000か所/平成19年度)
- 2 児童館設置か所数(全国の中学校区数(約10,000か所)/ー)
- 3 子育てに肯定的なイメージを持つ若者の割合(増加/平成21年度)

個別目標1 放課後児童クラブの設置か所数を拡大すること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標2-2に係る指標1と同じ

【主な事務事業】

- ・ 放課後児童健全育成事業
- ・ 児童厚生施設等整備
- ・ 放課後子ども環境整備等事業

個別目標2 放課後等の子どもの遊び場を確保すること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標2-2に係る指標2と同じ

【主な事務事業】

- ・ 児童厚生施設等整備
- ・ 民間児童厚生施設等活動推進事業

個別目標3 中・高校生等と乳幼児のふれあう機会を確保すること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標2-2に係る指標3と同じ

【主な事務事業】

- ・ 児童ふれあい交流促進事業

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|---------------|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 実績 | モニ | 実績 | 総合 ※ モニ | 実績 |

備考: 平成19年度重点評価課題20

・ 放課後等のこどもの遊び場の確保
 ※総合評価は、「子ども・子育て応援プラン」における「今後5年間の目標」の実績を測定しうる平成22年度において実施するものとする。ただし、当該実施時期は、その後の少子化対策に関する進捗状況、検討状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

2-3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること

【施策目標に係る指標(達成水準/時期)】

1 待機児童数(待機児童の解消/ー)

個別目標1 保育所の受入児童数を拡大すること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

・受入児童数(215万人以上/平成21年度)

【主な事務事業】

- ・民間保育所等整備費
- ・民間保育所運営費

個別目標2 必要なときに利用できる多様な保育サービスを充実させること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

・延長保育の実施か所数(16,200か所以上/平成21年度)
 ・一時・特定保育事業実施か所数(9,500か所以上/平成21年度)

【主な事務事業】

- ・延長保育促進事業
- ・一時・特定保育事業

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|---------------|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 実績 | モニ | 実績 | 総合 ※ モニ | 実績 |

備考:平成19年度重点評価課題21

・保育所等の受入児童数の拡大と延長保育の推進
 ※総合評価は、「子ども・子育て応援プラン」における「今後5年間の目標」の実績を測定しうる平成22年度において実施するものとする。ただし、当該実施時期は、その後の少子化対策に関する進捗状況、検討状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

2-4 子育て家庭の生活の安定を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/時期)】

1 児童手当の支給件数(ー)

個別目標1:児童手当制度の適正な運営を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

・施策目標2-4に係る指標1と同じ

【主な事務事業】

- ・児童手当の支給

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|---------------|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 実績 | モニ | 実績 | 総合 ※ モニ | 実績 |

備考:平成19年度重点評価課題22

・児童手当の充実化
 ※総合評価は、「子ども・子育て応援プラン」における「今後5年間の目標」の実績を測定しうる平成22年度において実施するものとする。ただし、当該実施時期は、その後の少子化対策に関する進捗状況、検討状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

施策目標3 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること

3-1 児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/時期)】

- 1 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)を設置している市町村数(全市町村/平成21年度)
- 2 24時間365日体制が確保されている児童相談所を設置している都道府県・市数(全ての都道府県、指定都市、児童相談所設置市/平成21年度)
- 3 小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数(845か所以上/平成21年度)
- 4 婦人相談員の設置数(前年度以上/毎年度)

個別目標1 児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標3-1に係る指標1及び2に同じ
- ・ 生後4か月までの乳幼児のいる家庭の訪問件数(全戸訪問/平成21年度)

【主な事務事業】

- ・ 生後4か月までの全戸訪問(こんちは赤ちゃん事業)
- ・ 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)の設置促進
- ・ 相談援助体制の強化

個別目標2 虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標3-1に係る指標3と同じ
- ・ 児童家庭支援センターの設置数(100か所以上/平成21年度)

【主な事務事業】

- ・ 施設の小規模化の推進
- ・ 心理療法担当職員の配置
- ・ 児童家庭支援センター運営事業

個別目標3 配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備すること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標3-1に係る指標4と同じ
- ・ 婦人相談所一時保護所における同伴乳幼児の対応等を行う指導員の配置(前年度以上/毎年度)

【主な事務事業】

- ・ 婦人相談員の設置
- ・ 婦人相談所一時保護所における同伴乳幼児の対応等を行う指導員の配置
- ・ 婦人保護施設における夜間警備体制の強化

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|---------------|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 実績 | モニ | 実績 | 総合 ※ モニ | 実績 |

備考: 平成19年度重点評価課題23

・ 児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実・強化
 ※総合評価は、「子ども・子育て応援プラン」における「今後5年間の目標」の実績を測定しうる平成22年度において実施するものとする。ただし、当該実施時期は、その後の少子化対策に関する進捗状況、検討状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

施策目標4 母子保健衛生対策の充実を図ること

4-1 母子保健衛生対策の充実を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/時期)】

- 1 周産期医療ネットワークを整備している都道府県数(全都道府県/平成19年度)
- 2 不妊専門相談センターを設置している都道府県・市数(95都道府県市(全都道府県、指定都市、中核市)/平成21年度)
- 3 特定不妊治療費助成事業を実施している都道府県・市数(95都道府県市(全都道府県、指定都市、中核市)/平成21年度)

個別目標1 児童の治療に係る対策を充実すること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 給付実人員(-)

【主な事務事業】

- ・ 結核児童療育費負担金
- ・ 未熟児養育費負担金
- ・ 小児慢性特定疾患治療研究

個別目標2 女性及び児童への医療・健康に係る対策を充実すること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標4-1に係る指標1、2及び3と同じ

【主な事務事業】

- ・ 周産期医療対策
- ・ 生涯を通じた女性の健康支援
- ・ 特定不妊治療費助成事業

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|---------------|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 実績 | モニ | 実績 | 総合 ※ モニ | 実績 |

備考:

※総合評価は、「子ども・子育て応援プラン」における「今後5年間の目標」の実績を測定しうる平成22年度において実施するものとする。ただし、当該実施時期は、その後の少子化対策に関する進捗状況、検討状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

施策目標5 総合的な母子家庭等の自立を図ること

5-1 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/時期)】

- 1 母子家庭等就業・自立支援センターを設置している都道府県・市数(全都道府県・指定都市・中核市/平成21年度)
- 2 自立支援教育訓練給付金事業を実施している都道府県・市等数(全都道府県・市等/平成21年度)
- 3 高等技能訓練促進費事業による資格取得者数(資格取得者総数1,300人以上/平成21年度)

個別目標1 母子家庭の母等の就業等の支援を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標5-1に係る指標1、2及び3と同じ

【主な事務事業】

- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター事業
- ・ 自立支援教育訓練給付金事業
- ・ 高等技能訓練促進費事業

個別目標2 母子家庭等の経済的な安定を図るための制度の適正な運営を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 児童扶養手当受給者数(-)

【主な事務事業】

- ・ 児童扶養手当制度の運営

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|---------------|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 実績 | モニ | 実績 | 総合 ※ モニ | 実績 |

備考：平成19年度重点評価課題24

- ・ 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援の充実・強化
- ※総合評価は、「子ども・子育て応援プラン」における「今後5年間の目標」の実績を測定しうる平成22年度において実施するものとする。ただし、当該実施時期は、その後の少子化対策に関する進捗状況、検討状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

施策目標1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

1-1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 自立支援プログラムの各年度の参加者数(前年度以上/毎年度)
- 2 ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の数(-)
- 3 ふれあいいきいきサロンの設置数(前年度以上/毎年度)
- 4 苦情受付件数に占める解決件数の割合(95%以上/毎年度)
- 5 被害発生から避難所設置までの時間(-)

個別目標1 生活困窮者の自立を適切に助長し、保護を適正に実施すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標1-1に係る指標1と同じ
- ・ 自立支援プログラムの策定数(前年度以上/毎年度)
- ・ 指導監査の実施率(100%/毎年度)

【主な事務事業】

- ・ 自立支援プログラム策定実施推進事業
- ・ 生活保護費負担金
- ・ 生活保護指導監査

個別目標2 ホームレスの自立を促進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標1-1に係る指標2と同じ
- ・ シェルター(緊急一時的な宿泊施設)に入所した者の数(-)
- ・ 総合相談推進事業における相談活動により関係機関へ繋いだ件数(-)

【主な事務事業】

- ・ ホームレス自立支援事業
- ・ ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター事業)
- ・ ホームレス総合相談推進事業

個別目標3 地域福祉を推進することにより、地域の要援護者に対する支援を促進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標1-1に係る指標3と同じ
- ・ 地域福祉計画の策定率(前年度以上/毎年度)
- ・ 地域福祉権利擁護事業の利用契約者数(前年度以上/毎年度)

【主な事務事業】

- ・ 地域福祉推進支援事業
- ・ 地域福祉権利擁護事業
- ・ ボランティア振興事業
- ・ 地域福祉ネットワーク事業

個別目標4 福祉サービスに関する苦情解決により、福祉サービスの利用者の保護を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標1-1に係る指標4と同じ

【主な事務事業】

- ・ 運営適正化委員会の設置、運営

個別目標5 災害に際し応急的な支援を実施すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標1-1に係る指標5と同じ

【主な事務事業】

- ・ 迅速な応急救助の実施に向けた都道府県に対する助言事務等
- ・ 日本赤十字社が実施する救護業務等への支援事業

評価予定表

| | | | | |
|----|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| モニ | 実績 | モニ | 実績 | 実績 |

備考:

施策目標2 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること

2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 社会福祉施設等で介護業務に従事する者のうち、介護福祉士有資格者割合(前年度以上/毎年度)
- 2 社会福祉施設等で相談業務に従事する者のうち、社会福祉士有資格者割合(前年度以上/毎年度)
- 3 第三者評価受審件数(前年度以上/毎年度)

個別目標1 質の高い福祉サービスを提供する為の基盤を整備すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標2-1に係る指標1及び2と同じ

【主な事務事業】

- ・ 社会福祉士及び介護福祉士の養成推進
- ・ 福祉厚生センター運営事業

個別目標2 福祉サービスの第三者評価を普及すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標2-1に係る指標3と同じ

【主な事務事業】

- ・ 福祉サービスの質の向上の為の措置の援助

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 実績 | モニ | 実績 | モニ | 実績 |

備考:

施策目標3 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること

3-1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 援護年金受給者数(一)
- 2 戦傷病者手帳の交付人数(一)

個別目標1 戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づく援護を迅速かつ適切に行うこと

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標3-1に係る指標1及び2と同じ
- ・ 各種特別給付金及び特別弔慰金に係る請求期間満了から1年以内に処理した割合(100%/毎年度)

【主な事務事業】

- ・ 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく遺族等年金の支給
- ・ 各種特別給付金及び特別弔慰金の支給
- ・ 戦傷病者特別援護法に基づく戦傷病者に対する療養の給付等の援護

個別目標2 戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世に伝えること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 昭和館の年間入場者数(前年度以上/毎年度)
- ・ しょうけい館の年間入場者数(前年度以上/毎年度)

【主な事務事業】

- ・ 昭和館の運営
- ・ しょうけい館の運営

評価予定表

| | | | | |
|----|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 実績 | モニ | 実績 | モニ | 実績 |

備考:

3-2 戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 遺骨収集等事業の実施数(一)
- 2 慰霊巡拝の実施数(一)

個別目標1 戦没者の遺骨の収集及びDNA鑑定による身元確認を迅速かつ適切に行うこと

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標3-2に係る指標1と同じ
- ・ DNA鑑定の実施(判明、否定)数(一)

【主な事務事業】

- ・ 遺骨収集関連事業
- ・ 戦没者遺骨に係るDNA鑑定事業

個別目標2 旧主要戦域等において、慰霊巡拝、慰霊碑の維持管理等を適切に行うこと

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標3-2に係る指標2と同じ
- ・ 慰霊友好親善事業の実施数(一)
- ・ 慰霊碑の維持管理等実施数(一)

【主な事務事業】

- ・ 慰霊巡拝等の事業
- ・ 慰霊碑の維持管理等

評価予定表

| | | | | |
|----|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| モニ | 実績 | モニ | 実績 | 実績 |

備考:

3-3 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 中国残留邦人等の帰国者数(-)
- 2 自立指導員の派遣回数(-)

個別目標1 中国残留邦人等の円滑な帰国を支援すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標3-3に係る指標1と同じ

【主な事務事業】

- ・ 帰国旅費の支給等の受入援護事業

個別目標2 永住帰国者の自立を支援すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標3-3に係る指標2と同じ
- ・ 中国帰国者自立研修センター通所者数(-)
- ・ 中国帰国者支援・交流センターにおける日本語教室の受講者数(-)

【主な事務事業】

- ・ 中国帰国者自立研修センターにおける研修
- ・ 自立指導員等の派遣事業
- ・ 中国帰国者支援・交流センターにおける支援

評価予定表

| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|----|----|----|----|----|
| 実績 | モニ | 実績 | モニ | 実績 |

備考:

3-4 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 旧陸海軍に関する人事関係資料のうちデータベース化したものの割合(100%/平成23年度)
- 2 恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合(100%/毎年度)

個別目標1 旧陸海軍に関する人事資料の内容を充実させ、適切に保管すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標3-4に係る指標1と同じ
- ・ 抑留者名簿のデータベース化件数(-)

【主な事務事業】

- ・ 人事関係資料整備事業
- ・ ソ連抑留関係者資料整備事業

個別目標2 旧陸海軍に関する恩給請求書の進達を迅速かつ適切に行うこと

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標3-4に係る指標2と同じ

【主な事務事業】

- ・ 旧軍人遺族等恩給進達事務事業

評価予定表

| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|----|----|----|----|----|
| モニ | 実績 | モニ | 実績 | 実績 |

備考:

基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること

施策目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること

1-1 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 グループホーム・ケアホームの利用者数(9万人以上/平成23年度)
- 2 訪問系サービスの利用者数(16万人以上/平成23年度)
- 3 日中活動サービスの利用者数(47万人以上/平成23年度)
- 4 一般就労への移行者数(平成17年度一般就労移行者数の4倍以上/平成23年度)

個別目標1 地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標1-1に係る指標1から3までと同じ

【主な事務事業】

- ・ グループホーム・ケアホームの充実
- ・ 訪問系サービスの充実
- ・ 日中活動サービスの充実

個別目標2 障害者の一般就労への移行支援や障害者の働く場における工賃水準の引き上げを促進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標1-1に係る指標4と同じ
- ・ 就労移行支援事業の利用者数(福祉施設利用者の20%以上/平成23年度)
- ・ 就労継続支援事業(A型)の利用者数(就労継続支援事業利用者の30%以上/平成23年度)
- ・ 授産施設等における平均工賃(平成17年度平均工賃の2倍以上/平成23年度)
- ・ 目標工賃達成加算適用事業所数(前年度以上/毎年度)

【主な事務事業】

- ・ 就労移行支援事業の充実
- ・ 訪問系サービスの充実
- ・ 就労継続支援(A型)事業の充実
- ・ 工賃倍増計画支援事業
- ・ 目標工賃達成加算

個別目標3 サービスの円滑な利用や社会参加を支援するための体制を整備すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ コミュニケーション支援事業実施市町村数(前年度以上/毎年度)

【主な事務事業】

- ・ コミュニケーション支援事業
- ・ 相談支援事業

個別目標4 自立を支援する医療体制を整備すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 精神科救急医療センター事業実施都道府県・指定都市数(前年度以上/毎年度)

【主な事務事業】

- ・ 精神科救急医療センター事業
- ・ 自立支援医療費の支給

| | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|----|----|-------------------|----|----|-------------------|
| 実績 | | モニ総合 (総合FUを含む) | 実績 | モニ | 実績総合 (総合FUを含む) |

備考:平成19年度重点評価課題25
・障害者自立支援法の運用における負担軽減措置

1-2 障害者の雇用を促進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)

基本目標Ⅹ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること

1-1 公的年金制度の持続可能性を確保すること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 財政再計算との乖離状況(積立金)(平成16年財政再計算結果の数値以上/平成21年度まで毎年度)
- 2 マクロ経済スライドによる給付水準調整(累積スライド調整率)(平成16年財政再計算結果の数値以下/平成21年度まで毎年度)
- 3 当局間協議新規開始国数(1カ国以上/毎年度)

個別目標1 公的年金制度について、給付と負担の均衡を適切に保つこと
(保険料収納事務等に関する評価については、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)に基づく社会保険庁の実施庁評価によるものとし、年金積立金の管理及び運用に関する評価については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。)

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標1-1に係る指標1及び2と同じ

【主な事務事業】

- ・ 年金財政検証事業
- ・ 公的年金各制度の財政状況の報告徴収事業

個別目標2 国際化の進展への対応を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標1-1に係る指標3と同じ

【主な事務事業】

- ・ 年金通算協定事業

評価予定表

| | | | | |
|----|----|-----------------------|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 実績 | モニ | 実績 総合 (総合FUを含む) | モニ | 実績 |

備考:平成19年度重点評価課題26

- ・ 厚生年金と共済年金の一元化

1-2 公的年金制度の上乗せの年金制度(企業年金等)の普及促進を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 企業年金等の加入者数(1400万人以上/平成23年度)

個別目標1: 企業年金等の普及促進を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標1-2に係る指標1と同じ

【主な事務事業】

- ・ 企業年金等普及促進事業

評価予定表

| | | | | |
|----|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| モニ | 実績 | モニ | 実績 | 実績 |

備考:

施策目標2 高齢者の雇用就業を促進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)

施策目標3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること

3-1 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること
 【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 改善した予防給付受給者及び特定高齢者の割合(前年度以上/毎年度)

個別目標1 効果的な介護予防・健康づくりを推進すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 施策目標3-1に係る指標と同じ

【主な事務事業】
 ・ 継続的評価分析等事業
 ・ 地域支援事業(介護予防特定高齢者施策)
 ・ 介護予防市町村支援事業
 ・ 老人保健事業

個別目標2 介護予防に関する普及・啓発や自主的な地域活動の育成・支援を実施すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 介護予防に関する講演会、相談会等への参加者数(前年度以上/毎年度)

【主な事務事業】
 ・ 地域支援事業(介護予防一般高齢者施策)

個別目標3 高齢者の社会参加・生きがいづくりのための活動を支援すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 老人クラブ加入者数(前年度以上/毎年度)
 ・ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業実施市町村数(前年度以上/毎年度)

【主な事務事業】
 ・ 高齢者の社会参加・生きがいづくりの活動支援
 ・ 地域支援事業(任意事業)

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 実績 | モニ | 実績 | モニ | 実績 |

備考：平成19年度重点評価課題27
 ・介護予防の推進

3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること
 【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 1 各種給付適正化事業を実施する市町村の割合(前年度以上/毎年度)
 2 要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率(前年度に比べ、地域格差を縮小/毎年度)
 3 介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者数の割合(前年度以上/毎年度)
 4 各種研修の各年度の修了者数(前年度以上/毎年度)
 5 認知症対策等総合支援事業における各種事業の実施都道府県・指定都市数(前年度以上/毎年度)

個別目標1 介護給付費の適正化を図ること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 施策目標3-2に係る指標1と同じ

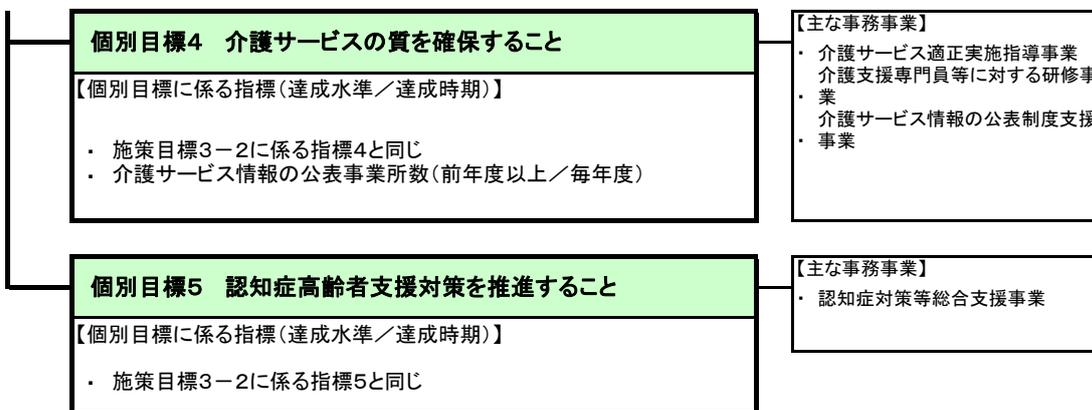
【主な事務事業】
 ・ 介護給付等費用適正化事業

個別目標2 要介護認定の適正化を図ること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 施策目標3-2に係る指標2と同じ

【主な事務事業】
 ・ 要介護認定適正化事業

個別目標3 必要な介護サービス量を確保すること
 【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・ 施策目標3-2に係る指標3と同じ
 ・ 介護療養病床の病床数(-)
 ※ 平成24年4月1日に廃止

【主な事務事業】
 ・ 地域介護・福祉空間整備等交付金



| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| モニ | 実績 | モニ | 実績 | 実績 |

備考:

基本目標Ⅹ 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること

施策目標1 国際社会への参画・貢献を行うこと

1-1 国際機関の活動への参画・協力を推進すること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

個別目標1 国際労働機関が行うディーセント・ワーク実現のための事業に対して協力すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 抛出国事業による技術協力事業の定性的評価(ー)
- ・ アジア太平洋地域就業能力計画(SKILLS-AP)の参加者が事業によって達成した成果に対する、参加者の所属機関による評価(ー)

【主な事務事業】

- ・ 抛出国事業による技術協力事業
- ・ アジア太平洋地域就業能力計画(SKILLS-AP)に対する協力

個別目標2 世界保健機関が行う技術協力事業に対して協力すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 平均寿命(ー)
- ・ 乳幼児死亡率(ー)
- ・ 成人死亡率(ー)

【主な事務事業】

- ・ 抛出国事業による技術協力事業

個別目標3 経済開発協力機構が行う研究・分析事業に対して協力すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ OECDが実施するPIR(※)の「Quality」及び「Impact/Potential Impact」(「Quality」及び「Impact/Potential Impact」のうち、いずれかの各国の評価の平均が2=average以上/ー)
- ※ OECD全加盟国がそれぞれの事業の「Quality」と「Impact/Potential Impact」についてどのように評価しているか調査するもの。

【主な事務事業】

- ・ OECDの雇用労働社会分野の研究・分析
- ・ OECDの医療分野の研究・分析

個別目標4 国連合同エイズ計画が行う技術協力事業に対して協力すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ HIV感染者数・AIDS患者数(ー)
- ・ 新規HIV感染者数(ー)
- ・ AIDSによる死亡者数(ー)

【主な事務事業】

- ・ 開発途上国におけるエイズ対策の推進

評価予定表

| | | | | |
|----|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 実績 | モニ | 実績 | モニ | 実績 |

備考:

1-2 二国間等の国際協力を推進すること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

個別目標1 保健衛生・福祉分野における開発途上国の人材養成事業等に対して協力すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 水供給プロジェクト計画作成指導等事業による調査実施後の新規要請数及び熟度向上(内容改善)した要請済み案件の数(ー)
- ・ ASEAN・日本HIV/エイズワークショップ開催事業参加者追跡調査において「成果が活用された」とする割合(ー)
- ・ ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業参加者へのアンケート調査において「会合が有効だった」とする割合(ー)

【主な事務事業】

- ・ 水供給プロジェクト計画作成指導等事業
- ・ ASEAN・日本HIV/エイズワークショップ開催事業
- ・ ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業

個別目標2 労働分野における開発途上国の人材養成事業等に対して協力すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ アジア労使関係セミナー等事業参加者へのアンケート調査による「セミナー等による効果が見込まれる」とする割合(ー)
- ・ アジア太平洋地域人材養成協力事業の参加者が事業によって達成した成果に対する、参加者の所属機関による評価(ー)
- ・ 技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合(ー)

【主な事務事業】

- ・ アジア労使関係セミナー等事業
- ・ アジア太平洋地域人材養成協力事業
- ・ 技能実習制度推進事業

評価予定表

| | | | | |
|----|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| モニ | 実績 | モニ | 実績 | 実績 |

備考:

施策目標2 国際化に対応した施策を推進すること(再掲)

2-1 感染症の発生・まん延の防止等を図ること(基本目標I 施策目標5-1、基本目標I 施策目標8-1を参照)

2-2 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(基本目標II 施策目標1-1を参照)

2-3 公的年金制度の持続可能性を確保すること(基本目標IX 施策目標1-1を参照)

2-4 外国人労働者対策を推進すること(基本目標IV 施策目標3-1を参照)

基本目標 X I 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること

施策目標1 国立試験研究機関の体制を整備すること

1-1 国立試験研究機関における機関評価の適正かつ効果的な実施を確保すること

【施策目標に係る指標(達成水準/時期)】

- 1 各機関における評価委員会の開催件数(3年間に1回以上/ー)
- 2 評価結果の公表を行った機関数(ー)

個別目標1 各機関評価の適正かつ効果的な実施のための体制を整備すること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標1-1に係る指標1及び2と同じ

【主な事務事業】

- ・ 各機関評価の適正かつ効果的な実施のための体制の整備

| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|----|----|----|----|----|
| モニ | 実績 | モニ | 実績 | 実績 |

備考:

施策目標2 研究を支援する体制を整備すること

2-1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること

【施策目標に係る指標(達成水準/時期)】

- 1 研究評価委員会の開催件数(年1回以上/毎年度)

個別目標1: 研究評価体制を整備すること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

- ・ 施策目標2-1に係る指標1に同じ

【主な事務事業】

- ・ 研究評価体制の整備

| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|----|----|----|----|----|
| 実績 | モニ | 実績 | モニ | 実績 |

備考: 平成19年度重点評価課題28

- ・ 競争的研究資金の効率的・弾力的運用

施策目標3 厚生労働分野の研究開発を推進すること(※再掲)

3-1 感染症の発生・まん延の防止を図るための研究開発を推進すること(基本目標 I 施策目標5-1を参照)

3-2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等の研究開発を推進すること(基本目標 I 施策目標5-2を参照)

3-3 バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発を推進すること(基本目標 I 施策目標9-1を参照)

3-4 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図る研究開発を推進すること(基本目標 I 施策目標12-2を参照)

3-5 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するための研究開発を推進すること(基本目標 II 施策目標1-1を参照)

※再掲: 基本目標 X I 施策目標3 施策目標1~5は、研究開発のうち主なものを列挙したものである。

基本目標ⅩⅡ 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

施策目標1 電子政府推進計画を推進すること

1-1 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/時期)】
1 申請・届出等手続のオンライン利用率(50%以上/2010年度)

個別目標1 利用者視点に立ったオンライン利用を促進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】
・ 施策目標3-1に係る指標1と同じ

【主な事務事業】
・ 電子政府実現のための基盤整備

個別目標2 全体最適を目指した業務・システム最適化を推進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/時期)】

・ 下記※のとおり。

【主な事務事業】
・ 厚生労働省ネットワーク(共通システム)最適化事業
・ 社会保険業務の業務・システム最適化事業
・ 職業安定行政関係業務の業務・システム最適化事業
・ 労災保険給付業務の業務・システム最適化事業
・ 監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化事業
・ 労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業

※

| | 個別目標に係る指標 | 達成水準 | 達成時期 |
|---|---|--|------------------|
| 1 | 厚生労働省ネットワーク(共通システム)の最適化効果指標・サービス指標 | 削減経費 932,500千円以上 削減業務処理時間 2,250時間以上 | 2012年度 |
| 2 | 社会保険業務の最適化効果指標・サービス指標(評価については、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)に基づく社会保険庁の実施庁評価によるものとする。) | 削減経費 30,000,000千円以上 削減業務処理時間 17,888,000時間以上 | 2011年度 2012年度 |
| 3 | 職業安定行政関係業務の最適化効果指標・サービス指標 | 削減経費 10,195,640千円以上 削減業務処理時間 616,656時間以上 | 2013年度 2011年度 |
| 4 | 労災保険給付業務の最適化効果指標・サービス指標 | 削減経費 3,666,760千円以上 削減業務処理時間 268,248時間以上 | 2011年度 |
| 5 | 監督・安全衛生等業務の最適化効果指標・サービス指標 | 削減経費 1,941,680千円以上 削減業務処理時間 54,032時間以上 | 2009年度 2011年度 |
| 6 | 労働保険適用徴収業務の最適化効果指標・サービス指標 | 削減経費 1,261,367千円以上 削減業務処理時間 137,624時間以上 | 2011年度 |

| | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|------|----|----|----|----|----|
| 実績事業 | モニ | 事業 | 実績 | モニ | 実績 |
| | 事業 | | 事業 | 事業 | |

備考: 個別目標2については、成果重視事業として事業評価を実施する。

施策目標2 医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること(再掲)

2-1 医療情報化インフラの普及のための取組みを推進すること(基本目標Ⅰ施策目標3-1を参照)

2-2 レセプトオンライン化のための取組みを推進すること(基本目標Ⅰ施策目標11-1を参照)

2-3 介護・福祉分野における情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅸ施策目標3-2を参照)

| 評価予定表 | | | | |
|-------|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 総合FU | - | - | - | 総合 |

備考：平成19年度重点評価課題29

・医療・健康・介護・福祉分野の情報化のフォローアップ

施策目標3 その他の政策分野における情報化を推進すること(再掲)

3-1 仕事と生活の調和を図るための情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅲ施策目標4-1を参照)

3-2 求人・求職情報への円滑なアクセスを図るための情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅳ施策目標1-1を参照)

3-3 女性の再就職・再就業支援のための情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅵ施策目標1-1を参照)

平成19年度事後評価実施予定表

別紙2

1 重点評価課題

※ 総合評価は、
 ① 問題点の把握、原因の分析等がなされた時期
 ② ①で実施した評価の結果を踏まえた見直し等が決定された時期
 の2段階で実施しており、①の段階における評価を「総合」と、②の段階
 における評価を「総合FU」と表記。

| | 重点評価課題名 | 選定理由 ①施政方針演説 ②政策群 ③主要制度改定等 | 関連する施策目標 | 評価方式 | 備考 |
|----|------------------------------|-------------------------------------|----------------|---------------------|---------------|
| 1 | 救急医療体制の整備 | ① | I-1-1 | 実績 | |
| 2 | 地域における小児科や産科の医師の確保 | ① | I-2-1 | 実績 | |
| 3 | ITを活用した医療の利便性向上 | ② | I-3-1 | 実績 | |
| 4 | 感染症対策の充実・強化 | ② | I-5-1 I-8-1 | 実績 | |
| 5 | がんや認知症に劇的な効果を持つ医薬品の開発 | ① | I-9-1 | 実績 | |
| 6 | レセプトの電算化及びオンライン請求の普及促進 | ①② | I-11-1 | 実績 | |
| 7 | 健康づくり対策の推進 | ① | I-12-2 | 実績 | |
| 8 | 健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための「食育」の推進 | ② | II-1-1 | 実績 | |
| 9 | 最低賃金制度の見直しのフォローアップ | ①③ | III-1-1 | 実績 総合FU | 平成17年度総合評価実施分 |
| 10 | 労働災害防止計画 | ③ | III-2-1 | 総合 (総合FU を含む) | |
| 11 | 仕事と生活の調和対策の推進 | ①② | III-4-1 | 実績 | |
| 12 | 職業相談の充実 正規雇用転換の促進 | ① | IV-1-1 | 実績 | |
| 13 | 労働者派遣事業制度の在り方のフォローアップ | ③ | IV-1-1 | 総合FU | |
| 14 | 地域雇用開発促進法に基づく地域雇用対策のフォローアップ | ③ | IV-2-1 | 総合FU | |

| | | | | | |
|----|--|----|----------|------|--|
| 15 | 高齢者の雇用就業の促進 障害者雇用の促進 若年者の安定した雇用の促進 | ①② | IV-3-1 | 実績 | |
| 16 | 若者自立支援の充実 | ① | V-2-1 | 実績 | |
| 17 | 障害者の職業訓練の充実 | ① | V-2-2 | 実績 | |
| 18 | パートタイム労働者と正社員との均衡待遇の確保 育児・介護休業制度の定着促進及び仕事と家庭の両立支援に 取り組む事業主の支援の充実 | ①② | VI-1-1 | 実績 | |
| 19 | 地域における子育て支援等施策の充実 | ①② | VI-2-1 | 実績 | |
| 20 | 放課後等の子どもの遊び場の確保 | ① | VI-2-2 | 実績 | |
| 21 | 保育所の受入児童数の拡大と延長保育の推進 | ①② | VI-2-3 | 実績 | |
| 22 | 児童手当の充実化 | ① | VI-2-4 | 実績 | |
| 23 | 児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実・強化 | ①② | VI-3-1 | 実績 | |
| 24 | 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援の充実・強化 | ① | VI-5-1 | 実績 | |
| 25 | 障害者自立支援法の運用における負担軽減措置 | ① | VIII-1-1 | 実績 | |
| 26 | 厚生年金と共済年金の一元化 | ① | IX-1-1 | 実績 | |
| 27 | 介護予防の推進 | ① | IX-3-1 | 実績 | |
| 28 | 競争的研究資金の効率的・弾力的運用 | ② | X I-2-1 | 実績 | |
| 29 | 医療・健康・介護・福祉分野の情報化のフォローアップ | ③ | X II-2 | 総合FU | |

2 実績評価方式による評価

※ 重点評価課題を含むものとして実績評価を実施するものについては、「(重点評価課題)」と表記。

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標1 地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること

1-1 日常生活圏の中で必要な医療が提供できる体制を整備すること (重点評価課題)

施策目標2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること

2-1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること (重点評価課題)

施策目標3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること

3-1 医療情報化インフラの普及を推進すること (重点評価課題)

施策目標4 国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること

4-1 政策医療を向上・均てん化させること

施策目標5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること

5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること (重点評価課題)

施策目標6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること

6-3 医薬品の適正使用を推進すること

施策目標8 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備をすすめること

8-1 希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること (重点評価課題)

施策目標9 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること

9-1 バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発を推進すること (重点評価課題)

施策目標11 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

11-1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること (重点評価課題)

施策目標12 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること

- 12-1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること
- 12-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること（重点評価課題）

施策目標13 健康危機管理を推進すること

- 13-1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること

基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策目標1 食品等の安全性を確保すること

- 1-1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること（重点評価課題）

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策目標1 労働条件の確保・改善を図ること

- 1-1 法定労働条件の確保・改善を図ること（重点評価課題）

施策目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること

- 2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること

施策目標3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること

- 3-1 労災保険の安定的かつ適正な運営を行うことにより、被災労働者等の保護を図ること

施策目標4 勤労者生活の充実を図ること

- 4-1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること（重点評価課題）

施策目標7 個別労働紛争の解決の促進を図ること

- 7-1 個別労働紛争の解決の促進を図ること

基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること

1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること（重点評価課題）

施策目標2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること

2-1 地域及び中小企業等における雇用機会の創出等を図るとともに産業の特性に応じた雇用の安定を図ること

施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること

3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること（重点評価課題）

基本目標Ⅴ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

施策目標2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること

2-1 若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること（重点評価課題）

2-2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をすること（重点評価課題）

基本目標 VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策目標1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること

- 1-1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること（重点評価課題）

施策目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること

- 2-1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること（重点評価課題）
- 2-2 児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること（重点評価課題）
- 2-3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること（重点評価課題）
- 2-4 子育て家庭の生活の安定を図ること（重点評価課題）

施策目標3 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること

- 3-1 児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること（重点評価課題）

施策目標4 母子保健衛生対策の充実を図ること

- 4-1 母子保健衛生対策の充実を図ること

施策目標5 総合的な母子家庭等の自立を図ること

- 5-1 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること（重点評価課題）

基本目標 VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

施策目標2 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること

- 2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること

施策目標3 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること

- 3-1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと
- 3-3 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること

基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること

施策目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること

- 1-1 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること（重点評価課題）

基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること

- 1-1 公的年金制度の持続可能性を確保すること（重点評価課題）

施策目標3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること

- 3-1 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること（重点評価課題）

基本目標Ⅹ 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること

施策目標1 国際社会への参画・貢献を行うこと

- 1-1 国際機関の活動への参画・協力を推進すること

基本目標Ⅺ 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること

施策目標2 研究を支援する体制を整備すること

- 2-1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること（重点評価課題）

基本目標Ⅻ 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

施策目標1 電子政府推進計画を推進すること

- 1-1 行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること（個別目標1に係る部分）

3 事業評価方式による評価（成果重視事業）

| | 事業名 | 関連する 施策目標 | 期間 | 当該事業に係る目標 | 予算執行の弾力化措置 | | | | 備考 |
|---|--------------------------|--------------|-------|---|--------------|------|------------|------|----|
| | | | | | 国庫債務 負担行為 | 繰越明扱 | 目の大括 り化 | 目間流用 | |
| 1 | 感染症発生動向調査事業 | I-5-1 | 16~18 | ①保健所への感染症発生情報の提供時間の短縮（2日程度→即日） ②「細菌性赤痢」、「腸管出血性大腸菌感染症」の年間報告数10%削減 | ○ | ○ | | | |
| 2 | 健康増進総合支援システム事業 | I-12-2 | 17~19 | ・科学的知見に基づく正しい情報の発信 ・システム利用者の満足度の向上 ・自治体及び栄養士会等の民間団体における保健指導への活用 | ○ | ○ | | | |
| 3 | マンモグラフィ緊急整備事業 | IX-3-1 | 17~19 | 我が国で急増している乳がん死亡者を減少させるため、乳がんの早期発見が可能であるマンモグラフィによる検診を推進し、受診者数を事業の最終年度までに約200万人に高め、平成17年度は約1,600人、平成18年度は約1,900人、平成19年度は約2,300人の乳がん患者を発見する。 | | ○ | | | |
| 4 | 厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化事業 | XII-1-1 | 18~24 | 削減経費 932,500千円以上 削減業務処理時間 2,250時間以上 | | ○ | | | |
| 5 | 社会保険業務の業務・システム最適化事業 | XII-1-1 | 17~24 | 削減経費 30,000,000千円以上 削減業務処理時間 17,888,000時間以上 | ○ | ○ | | | |
| 6 | 職業安定行政関係業務の業務・システム最適化事業 | XII-1-1 | 18~25 | 削減経費 10,195,640千円以上 削減業務処理時間 616,656時間以上 | ○ | ○ | | | |
| 7 | 労災保険給付業務の業務・システム最適化事業 | XII-1-1 | 18~23 | 削減経費 3,666,760千円以上 削減業務処理時間 268,248時間以上 | ○ | ○ | | | |
| 8 | 監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化事業 | XII-1-1 | 18~23 | 削減経費 1,941,680千円以上 削減業務処理時間 54,032時間以上 | ○ | ○ | | | |
| 9 | 労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業 | XII-1-1 | 18~23 | 削減経費 1,261,367千円以上 削減業務処理時間 137,624時間以上 | ○ | ○ | | | |